

職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

令和5年10月3日
茨城県人事委員会

本日、本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。その概要は、次のとおりです。

給与勧告等のポイント

- 2年連続で月例給、ボーナスともに引上げ
 - ・ 若年層が在職する号給に重点を置き、全級全号給の給料月額を引上げ（改定額 3,366 円、0.90%）
 - ・ ボーナスを 0.10 月分引上げ（年間 4.40 月→4.50 月）

※ 月例給は 26 年ぶりの高い水準で改定（平成 9 年の 3,606 円以来）、ボーナスが 4.50 月となるのは令和元年以来

1 基本的な考え方

- ・ 人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、地方公務員の適正な給与を確保するという機能を担っている。
- ・ 本委員会は、県内の民間企業の従業員並びに国及び他の都道府県の職員との均衡を図り、社会一般の情勢に適応させるという地方公務員法の趣旨を踏まえ、適正な給与水準や勤務条件等について、調査・検討を行っている。

2 民間給与との比較

(1) 月例給（令和5年4月の公民較差）

民間 (A)	職員 (B)	較差 (A-B)
377,591 円	374,214 円	3,377 円 (0.90%)

注1 職員は行政職、民間は公務の行政職に類似する職種の者について、本年4月分の給与を比較した。

注2 公民較差の解消を図るため、給料表の改定を行った場合、職員の月例給の改定額は 3,366 円 (0.90%) となる。

(2) ボーナス（支給月数）

民間 (A)	職員 (B)	差 (A-B)
4.51 月	4.40 月	0.11 月

注1 昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給月数と、職員の支給月数を比較した。

注2 従来から、ボーナスの支給月数の改定は、0.05 月単位で行っており、支給月数の引上げは 0.10 月となる。

3 給与等の報告・勧告の内容

(1) 職員の給与

① 公民較差等に基づく給与改定

ア 給料表

行政職給料表は、若年層に重点を置き、全級全号給の給料月額を引上げ（引上げ額：12,000円から1,000円）、大卒初任給を10,700円、高卒初任給を12,000円引上げ

その他の給料表は、行政職給料表との均衡を基本に給料月額を引上げ

イ 初任給調整手当

医師及び医師である大学教員の初任給調整手当の支給限度額を国に準じて引上げ

ウ ボーナス

ボーナスの支給月数の引上げ（4.40月→4.50月：0.10月分）

引上げ分は、民間の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

（単位：月）

	6月期		12月期		年間		
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	
令和5年度	期末手当	1.20		1.20	1.25	2.40	2.45
	勤勉手当	1.00	同左	1.00	1.05	2.00	2.05
	年間計	2.20		2.20	2.30	4.40	4.50
令和6年度以降	期末手当	1.20	1.225	1.20	1.225	2.40	2.45
	勤勉手当	1.00	1.025	1.00	1.025	2.00	2.05
	年間計	2.20	2.25	2.20	2.25	4.40	4.50

[実施時期]

令和5年4月1日に遡及改定（ボーナスは、令和5年12月期で改定）

② 在宅勤務等手当の新設

一定の期間以上継続して、1か月当たり10日を超えて在宅勤務等を行う職員に対し、月額3,000円の手当を支給

③ その他

ア 会計年度任用職員の給与

勤勉手当の支給及び給与改定について、対応の検討が必要

イ 給料の調整額及び特殊勤務手当

勤務環境の変化等を考慮し、見直しの検討が必要

ウ 給与制度のアップデート

人事院が表明した給与制度のアップデートの取組について、注視が必要

(2) 公務の運営

① 多様で有為な人材の確保

採用試験の不断の見直しなどにより、技術系職種を始め本県職員志望者の増加を図ることが必要

また、民間人材の活用や積極的な障害者雇用の推進等に、引き続き取り組むことが必要

② 人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進等

ア 人材の育成

研修や人事交流などの能力開発の支援策の充実を通じて、人材育成に引き続き取り組むことが必要

イ 能力・実績に基づく人事管理の推進

適切な人事評価を行い、給与や人事管理に的確に反映するとともに、評価結果のフィードバックを通じて、職員の勤務意欲の向上等に努めることが重要

ウ 女性の採用及び登用の促進

女性職員のキャリア形成事例や子育て支援制度等の積極的な広報により、女性受験者の確保に努めることが必要

組織の能力を十分に引き出すために、引き続き意欲と能力のある女性職員の登用が重要

③ 勤務環境の整備

ア 柔軟な働き方への対応

既存制度の利用状況の検証等を行いつつ、更なる制度の整備・検討と一層の利用促進を図ることが必要

イ 仕事と生活の両立支援

引き続き、各種支援制度の利用促進を図ることが必要

ウ 長時間労働の是正等

引き続き、業務量に応じた適切な体制を維持しつつ、各職場において時間外勤務の縮減が必要

エ 健康づくりの推進

引き続き、職員の健康づくりの推進が必要

オ ハラスメント防止対策

職員の勤務意欲の向上、心身の健康及び良好な勤務環境の実現のため、引き続きハラスメントの防止等の取組を進めることが必要

④ 公務員倫理等の徹底

県民の信頼に応えるべく、誠実かつ公正に職務を執行するよう、引き続き公務員倫理等の徹底を図ることが必要

(参考1) 職員（行政職 公民較差算出ベース）の平均給与

平均年齢	勧告前給与		勧告後給与		増減額（率）	
	月額	年間給与	月額	年間給与	月額	年間給与
42.5歳	374,214円	6,201,000円	377,580円	6,296,000円	3,366円 (0.90%)	95,000円 (1.53%)

(注) 本年度の新規学卒の採用者等は含まれていない。

(参考2) モデル給与例（行政職）

職層	年齢	勧告前モデル給与		勧告後モデル給与		年間給与の 増減額
		月額	年間給与	月額	年間給与	
主事	25	221,540円	3,633,000円	230,974円	3,811,000円	178,000円
主任	35	294,574	4,896,000	298,708	4,996,000	100,000
係長	45	387,112	6,519,000	388,278	6,581,000	62,000
課長補佐	50	422,092	7,108,000	423,364	7,176,000	68,000
課長	55	534,876	8,698,000	536,254	8,773,000	75,000
次部長	58	620,312	10,388,000	621,902	10,483,000	95,000

(注) モデル給与例の月額及び年間給与は、給料、管理職手当及び地域手当を基礎に算出

(参考3) 人事院の給与勧告のポイント

令和5年8月7日勧告

- ① 民間給与との較差を埋めるため、初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で俸給月額を引上げ
(改定額 3,869円、0.96%)
- ② ボーナスを引上げ(0.10月分)、民間の支給状況等を踏まえて期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和5年10月3日

茨城県人事委員会



茨人委第188号
令和5年10月3日

茨城県議会議長 石井邦一 殿

茨城県知事 大井川和彦 殿

茨城県人事委員会
委員長 足立 勇人

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて、給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

目 次

別紙第1 職員の給与等に関する報告

はじめに	1
1 職員給与の現状	2
2 民間給与の現状	3
3 職員と民間従業員の給与比較	4
4 物価及び生計費の動向	5
5 給与制度等をめぐる動向	6
むすび	7
1 職員の給与	7
2 公務の運営	10

別紙第2 勧告

I 令和5年4月の公民較差等に基づく給与改定のための関係条例の改正

1 職員の給与に関する条例の改正	16
2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正	17
3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正	17

II 給与制度改正のための関係条例の改正

1 職員の給与に関する条例の改正	18
------------------	----

III 改定の実施時期

	18
--	----

別記 給料表

別記第1	19
別記第2	57
別記第3	57

別紙第1 職員の給与等に関する報告

はじめに

人事委員会の勧告制度は、地方公務員の労働基本権が制約されていることの代償措置として、給与、勤務時間その他の適正な勤務条件を確保するという機能を担っており、人事委員会は、中立・公正な専門機関として、情勢適応の原則、均衡の原則等、地方公務員法の趣旨を踏まえ、職員の勤務条件に関し講ずべき措置について、議会及び知事に報告及び勧告することとされている。

このうち、職員の給与については、職員の給与水準を民間の給与水準と均衡させることを基本としており、本委員会では、毎年、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」を実施している。本年においても、職員と民間企業従業員の給与を精密に比較した上で、国、他の都道府県の状況、地域の生計費その他の事情を勘案して、報告及び勧告を行っている。

国においては、本年8月、人事院が、公務員人事管理についての報告と勤務時間についての勧告を行い、併せて国家公務員の給与について報告及び勧告を行った。

この報告等において、社会経済情勢や国際情勢が激変する中で、公務組織の各層に有為な人材を誘致・育成することが不可欠であるとし、異なるバックグラウンド、キャリア意識、人生設計を持つ職員一人一人が躍動でき、Well-beingが実現される環境を整備するとした。その実現のために、人事行政における種々の施策を連携させ重層的な取組を進めるとしており、給与面においても、給与制度のアップデートの取組について、令和6年に向けて検討を進めていくこととしている。

本県においても、社会経済情勢が急速に変化し、複雑化・高度化が進む行政課題に柔軟かつ的確に対応し、質の高い行政サービスを提供するためには、多様で有為な人材の確保、能力・実績等に基づく公正な人事管理の推進、柔軟な働き方への対応、長時間労働の是正などが、重要な課題であり、適切に対応していくことが求められている。

こうした中、本委員会は、適正な給与水準の確保を始め、職員の勤務条件等について、調査・検討を重ねてきたところである。

本委員会としては、日々職務に精励している職員の士気や意欲が高まり、公務運営の更なる活性化が図られるよう、今後とも、勧告制度を通じて職員の適正な勤務条件の確保に努めてまいりたい所存である。

1 職員給与の現状

本委員会は、職員(企業職員、病院事業職員及び技能労務職員を除く。以下同じ。)の給与を検討するため、本年4月現在で職員給与実態調査を実施したが、その結果は、次のとおりである。

(1) 職員構成

職員構成の状況は、表－1のとおりであり、職員数は30,463人となっている。

職員は、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、海事職、教育職、研究職、医療職及び福祉職の7種11給料表並びに任期付職員及び任期付研究員の給料表の適用を受け、その平均年齢は、41.4歳である。

また、学歴別人員構成は、大学卒81.6%、短大卒5.6%、高校卒12.8%、性別人員構成は、男性56.5%、女性43.5%となっている。

表－1 職員構成の状況

職員数	平均年齢	平均経年数
30,463人	41.4歳	19.0年

学歴別人員構成比				性別人員構成比	
大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
81.6%	5.6%	12.8%	0.0%	56.5%	43.5%

(注) 育児休業中及び公益的法人等派遣の職員等を除く(次表について同じ)。

(2) 平均給与月額

平均給与月額は、表－2のとおりであり、職員全体では388,387円となっており、うち民間給与との比較を行っている行政職給料表適用職員(新規学卒の採用者等を除く。)では374,214円となっている。

表－2 職員の平均給与月額

	給料	地域手当	管理職手当	扶養手当	住居手当	その他	計
全職員	347,784円	21,735円	4,954円	7,580円	6,012円	322円	388,387円
うち行政職員	330,256円	21,165円	8,223円	7,982円	6,447円	141円	374,214円

(注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額等を含む。

2 その他には、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)等を含む。

3 行政職員とは、行政職給料表の適用を受ける職員のうち、新規学卒の採用者等を除いた職員をいう。

2 民間給与の現状

本委員会は、職員の給与と民間の給与との精確な比較を行うため、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 1,304 のうち 252 事業所について、職種別民間給与実態調査を実施した。

調査では、公務に類似すると認められる職種の職務に従事する者 10,439 人について、給与改定の有無にかかわらず、本年 4 月分として個々の従業員に実際支払われた給与月額等を調査した。同時に、各企業における給与改定の状況等についても調査を実施した。また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年 8 月から本年 7 月までの直近 1 年間の支給実績について調査した。

調査完了率は、各民間事業所の御協力を得て、86.8%となっている。

調査結果については、次のとおりである。

(1) 初任給の状況

民間事業所における初任給の改定状況は、表－3 のとおりであり、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で 28.0%、高校卒で 22.9%となっている。そのうち初任給について、増額した事業所の割合は、大学卒で 67.4%、高校卒で 73.8%、据え置いた事業所の割合は、大学卒で 32.6%、高校卒で 26.2%となっている。

表－3 民間における初任給の改定状況

学歴	項目 企業規模	新規学卒者の採用あり %	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし %
			増額 %	据置き %	減額 %	
大学卒	規模計	28.0	(67.4)	(32.6)	—	72.0
	500人以上	34.7	(78.6)	(21.4)	—	65.3
	100人以上 500人未満	27.0	(49.6)	(50.4)	—	73.0
	50人以上 100人未満	12.2	(75.0)	(25.0)	—	87.8
高校卒	規模計	22.9	(73.8)	(26.2)	—	77.1
	500人以上	23.8	(89.2)	(10.8)	—	76.2
	100人以上 500人未満	23.9	(58.7)	(41.3)	—	76.1
	50人以上 100人未満	18.3	(66.7)	(33.3)	—	81.7

(注) () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を 100 とした割合である。

(2) 給与改定の状況

民間事業所における給与改定の状況は、表－４のとおりであり、民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は64.9%となっている。

また、民間における定期昇給の状況は、表－５のとおりであり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は93.9%となっている。そのうち昇給額について、昨年に比べて増額した事業所の割合は27.5%、減額した事業所の割合は5.9%、変化なしとした事業所の割合は60.5%となっている。

表－４ 民間における給与改定の状況

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の慣行なし
	%	%	%	%
係員	64.9	1.5	0.6	33.0
課長級	46.3	8.7	0.3	44.8

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。
なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合がある。

表－５ 民間における定期昇給の実施状況

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中止	定期昇給 制度なし	
		増額	減額	変化なし			
	%	%	%	%	%	%	
係員	95.3	93.9	27.5	5.9	60.5	1.5	4.7
課長級	81.6	79.2	21.5	2.3	55.5	2.3	18.4

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計は計と一致しない場合がある。

3 職員と民間従業員の給与比較

(1) 月例給

前記の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員にあっては行政職、民間にあっては公務の行政職に類似すると認められる職種の者について、個々人の主な給与決定要素である職種、役職段階、年齢などを同じくする者同士を対比させるラスパイレス方式で、本年4月分の給与額を比較した。

較差の状況については、表－６のとおりであり、民間給与が職員の給与を1人当たり3,377円(0.90%)上回っていることが明らかになった。

表－6 公民給与の較差

民間給与（A）	職員給与（B）	較差(A)－(B) $\left[\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right]$
377,591 円	374,214 円	3,377 円 (0.90%)

(注) 民間給与、職員給与ともに、本年度の新規学卒の採用者等は含まれていない。

(2) 特別給

本年の職種別民間給与実態調査の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、表－7のとおり、平均所定内給与月額4.51月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間平均支給月数(4.40月)を0.11月分上回っている。

表－7 民間における特別給の支給状況

項目		区分	事務・技術等従業員
		平均所定内給与月額	下半期 (A ₁) 上半期 (A ₂)
特別給の支給額	下半期 (B ₁) 上半期 (B ₂)	864,854 円 868,796 円	
特別給の支給割合	下半期 $\left\{ \frac{B_1}{A_1} \right\}$ 上半期 $\left\{ \frac{B_2}{A_2} \right\}$	2.27 月分 2.24 月分	
特別給の支給割合年間計		4.51 月分	

(注) 下半期とは令和4年8月から令和5年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.40月である。

4 物価及び生計費の動向

本年4月の小売物価統計調査(総務省)に基づく消費者物価指数は、昨年4月に比べ、全国で3.5%、水戸市では3.8%それぞれ上昇している。

また、本委員会が家計調査(総務省)を基礎に算定した本年4月の水戸市(調査対象世帯数96世帯)の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ119,441円、158,004円及び196,568円となっている。

(資料編 3 生計費関係資料 参照)

(資料編 4 労働経済関係資料 参照)

5 給与制度等をめぐる動向

(1) 国の動向

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対し、職員の給与に関する報告及び勧告、職員の勤務時間に関する勧告を行い、あわせて、公務員人事管理に関する報告を行った（巻末掲載）。

主な報告及び勧告は、次のとおりである。

ア 民間給与との較差：3,869円（0.96％）を解消するため、初任給を高卒：約8％（12,000円）、大卒：約6％（11,000円）引き上げる等、俸給表を引上げ改定

イ ボーナスを0.10月分引上げ、民間の支給状況等を踏まえて期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

ウ テレワーク中心の働き方をする職員の光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設（月額：3,000円）

エ フレックスタイム制において、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日（ゼロ割振り日）を設定できる者を全職員に拡大

(2) 都道府県の動向

国家公務員の行政職の職員の俸給と本県のこれに相当する行政職の職員の給料について、国家公務員の俸給を100とし、ラスパイレス方式で比較したところ、令和4年4月1日現在、本県のラスパイレス指数は100.2（地域手当補正後は98.9）である。

各都道府県のラスパイレス指数の状況は、表－8のとおりとなっている。

表－8 都道府県の給与比較

ラスパイレス指数	98未満	98以上 99未満	99以上 100未満	100以上 101未満	101以上
団体数	4 ^{団体}	6 ^{団体}	17 ^{団体}	17 ^{団体}	3 ^{団体}
団体数（地域手当補正後）	7	13	17	7	3

むすび

職員の給与決定等の基礎となる諸条件は、以上のとおりである。これらを総合的に検討した結果、本委員会の見解は、次のとおりである。

1 職員の給与

(1) 公民較差等に基づく給与改定

職員の給与については、民間の給与を始め、国及び他の都道府県の給与並びに物価及び生計費の動向を総合的に勘案した結果、次のとおり改定する必要がある。

ア 給料表

行政職給料表については、人事院勧告に準じて、改定すること。

具体的には、大学卒業程度試験に係る初任給を 5.6% (10,700 円)、高校卒業程度試験に係る初任給を 7.6% (12,000 円) 引き上げることとし、若年層が在職する号給に重点を置き、全級全号給について引上げ改定を行うこと。

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に改定すること。

この改定は、本年 4 月時点の比較に基づいて職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施すること。

イ 初任給調整手当

初任給調整手当については、国に準じて、所要の改定を行うこと。

ウ 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、民間の特別給の支給割合（月数）との均衡を図るため、支給月数を 0.10 月分引き上げ、4.50 月分とすること。

引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分すること。

本年度については、12 月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和 6 年度以降においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が 6 月期及び 12 月期で均等になるよう定めること。

また、医療大学の学長及び定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げること。

(2) 在宅勤務等手当の新設

本年の職種別民間給与実態調査によると、本県内において在宅勤務を実施する事業所のうち、在宅勤務関連手当を支給する事業所の割合は 23.6% であり、約 4 分の 1 の事業所において、在宅勤務関連手当が導入されている状況にある。

一方、人事院は、在宅勤務等を中心とした働き方をとする職員の光熱・水道費

等の費用負担を軽減するため、民間企業における在宅勤務関連手当の導入状況等を踏まえて、在宅勤務等手当を新設することとした。

こうした状況等を踏まえ、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担を軽減するため、人事院勧告に準じて、在宅勤務等手当を新設すること。

(3) 給与制度の整備に係る諸課題

従来から公務をめぐり環境の変化に適切に対応し、所要の制度改正を行ってきたところであるが、次に掲げる課題など、給与制度の整備に係る諸課題について、引き続き、国及び他の都道府県の動向等に留意し、検討を進める必要がある。

ア 会計年度任用職員の給与

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が本年5月8日に公布され、会計年度任用職員について、勤勉手当を支給することが可能となったところである。

また、総務省通知（令和5年5月2日総行給第21号）により、会計年度任用職員の給与の改定は、常勤職員の給与の改定の取扱いに準ずることを基本とされたところである。

任命権者においては、これらの状況を踏まえて、対応を検討する必要がある。

イ 給料の調整額及び特殊勤務手当

給料の調整額及び特殊勤務手当については、国及び他の都道府県の動向等並びに勤務環境の変化等を考慮し、定期的に見直しを行ってきたところである。

任命権者においては、これらを踏まえ、検討を進める必要がある。

ウ 給与制度のアップデート

本年、人事院は、公務員人事管理に関する報告の中で、新時代にふさわしい公務員人事管理の実現に向け、給与の面で、これを支え、促進するような制度となるよう、給与制度のアップデートの取組について令和6年に向けて検討を進めることを表明した。

その骨格案では、「公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組」として人材確保を支える処遇の実現、「職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策」として職員の役割・貢献に応じた処遇等の実現、「多様なワークスタイル・ライフスタイル実現と Well-being の土台となる環境整備」として職員の選択を後押しする給与制度上の措置をそれぞれ掲げているところであり、具体的には、新卒初任給の引上げ、職責を重視した本府省課室長級の俸給体系の見直し、地域手当の大きくくり化、扶養手当の見直しなどに取り組むこととしている。

本県においても、このような国の検討状況を注視していく必要がある。

また、昨年、本委員会では、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」の中で、能力・実績や職責の給与への的確な反映など、給与制度の在り方について、検討する必要があることを報告したところである。

人事院の給与制度のアップデートの取組のなかでも、本府省課室長級の俸給体系については、俸給額の最低水準を引き上げ、隣接する級間での俸給額の重なりを解消し、あわせて俸給額の刻みを大きくくり化し、勤務成績が優秀な場合のみ昇給する制度とすることで、上位の役職に就くなど職責が上がることにより給与が上昇する仕組みへ見直すこととしている。

本県においても、管理職員の給与について、同様に、能力・実績や職責を的確に反映できる給与制度となるよう、検討を進めてきたところであり、試行を重ねながら、さらに検討を進める必要がある。

2 公務の運営

(1) 多様で有為な人材の確保

社会経済情勢が急速に変化し、行政課題の複雑化・高度化が進行する中、それらの課題に柔軟かつ的確に対応し、質の高い行政サービスを提供するためには、公務の担い手として多様で有為な人材を確保していくことが重要である。一方、若年人口の減少等を背景に、本県職員を目指す受験者の確保は大変厳しい状況が続いており、人材確保に向けた取組の強化は不可欠となっている。

このような中、本委員会は採用試験の改革に取り組んでおり、令和4年度には大学卒業程度の採用試験において、基礎能力検査を導入した「事務（知事部局等B）」の区分を新設し、令和5年度にはその試験日程を2か月以上前倒しするなど、民間企業への就職を志望する学生等にも受験しやすい試験にすることで受験者層の拡大を図ってきたところである。今後も、民間企業との競合性が高く人材確保がより急務である技術系職種を始め、不断の見直しを通じて本県職員志望者の増加を図り、民間企業等とのし烈な人材獲得競争に対応していく。

また、組織活力の向上を図る上では、民間企業における実務経験を通じて効率的かつ機動的な業務遂行の手法を体得している多様な人材を、公務に誘致していくことが重要である。本県では社会人経験者採用選考や民間企業からの行政実務研修員の受入れ、専門的な知識経験又は識見を有する者の任期付職員としての採用等に取り組んできたところであり、引き続き民間人材の活用を推進していくことが必要である。その一方、年齢やキャリア、能力や適性等が多様な人材を受け入れることになるため、新たに採用された職員がいち早く組織に適応し、その能力を遺憾なく発揮できるよう適切な支援策を講じることもまた重要である。

障害者の雇用については、障害者に適した職域を広げることなどにより障害者雇用の拡大を図ってきたところであり、令和4年度の障害者雇用率の全国順位は、知事部局で5位、教育委員会では9位になるなど全国上位を維持している。また、令和4年度から障害者を対象とした採用選考の受験可能年齢の上限を、採用時39歳から定年年齢未満に引き上げたところである。

引き続き、障害者の雇用の促進等に関する法律等の趣旨を踏まえ、積極的な障害者雇用の推進と、障害者が働きやすい環境づくりに取り組む必要がある。

なお、現在、令和14年度までの間において、職員の定年を段階的に65歳に引き上げており、当分の間の新規採用については、退職者の動向を見据え、中長期的な観点から計画的に確保していくことが必要である。

(2) 人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進等

ア 人材の育成

複雑かつ高度化する行政課題に柔軟かつ的確に対応していくためには、幅

広い視野を持ち、前例や固定観念にとらわれず、新たな発想で施策を自ら発案し、果敢に挑戦できる人材の育成が重要である。

各任命権者においては、職層やキャリアステージごとに必要な知識・スキルを習得する研修のほか、職員の主体的な能力開発や学びを支援する研修など、職員の成長を促進するための様々な研修制度を用意しているところである。また、民間企業等への派遣研修及び国との人事交流など、県内部では得がたい業務経験を通じて、施策立案のための新たな視点や効率的な業務手法等を身に付けさせる取組も行っている。

社会経済情勢の変化に即応できる活力ある組織づくりのため、引き続き、能力開発の支援策の充実を通じて人材の育成に取り組む必要がある。

また、人事院は組織のパフォーマンスの向上に当たり、職員の自律的なキャリア形成及び主体的な学びの促進が重要であるとともに、これらに資するものとして兼業に言及しており、今後、職員の成長や組織のパフォーマンス向上等につながるような兼業の在り方について検討するとしていることから、その状況を注視していく必要がある。

イ 能力・実績に基づく人事管理の推進

職員の意欲や士気を高め、公務運営の活性化を図るためには、能力・実績に基づいた公正な人事管理を進めていくことが重要である。その基礎となる重要な仕組みが人事評価制度であり、能力・実績に基づく人事管理の徹底を図るため、全ての職員を対象に人事評価制度が導入されている。

知事部局等の任命権者においては、令和2年度から評価区分を細分化するとともに、令和5年度からは、年度途中の状況変化への適切な対応や業績評価の迅速な給与への反映を目的に、年2回の業績評価を管理職だけでなく非管理職にも拡大するなど、人事評価制度の改正を行ってきたところである。

公正性・透明性が高く、より実効性のある人事評価制度とするには、性別や年齢、職種にとらわれず、職員の能力や実績を適切に評価し、給与や人事管理に的確に反映するとともに、評価結果のフィードバックを通じてきめ細かな指導・助言を行い、職員の勤務意欲の向上や人材育成に努めることが重要である。

また、人事評価制度を円滑に運用する上で、評価結果に関する苦情への的確な対応を図ることも必要である。

ウ 女性の採用及び登用の促進

本県では、各任命権者において、「茨城県職員子育て応援・女性活躍推進プラン」等（計画期間：令和3年4月から令和8年3月まで）を定め、女性職員の割合拡大及び登用の拡大を進めることとしている。

女性職員の割合拡大のためには、その入口となる採用の拡大が重要である。そのため、大学や就職支援企業が主催する説明会や業務ガイダンス、ホームページ等を活用して、女性職員のキャリア形成の事例や子育て支援制度を紹介するなど、職員が働きやすい環境が整備されていることを積極的に広報することにより、さらなる受験者確保に努めていく必要がある。

また、女性職員の登用については、知事部局及び教育委員会において、管理職（課長級以上）にある職員に占める女性職員の割合を、令和8年4月1日には26%にする高い目標を掲げ、女性職員の積極的な登用を進めているところである。

女性職員の登用の拡大は、女性の活躍の進捗状況を示す指標であるとともに、組織の能力を十分に引き出すために不可欠であることから、引き続き、意欲と能力のある女性職員の登用に取り組んでいくことが重要である。

(3) 勤務環境の整備

ア 柔軟な働き方への対応

今般、人事院は、フレックスタイム制及び夏季休暇の運用の見直しを行うとしている。

本県においても、これまで、テレワーク、時差出勤、休憩時間の選択等の柔軟な働き方が可能となる制度を整備してきたところであるが、これらの制度は、育児、介護等のために時間の制約がある職員等の能力発揮やワーク・ライフ・バランスにも資するものである。

このため、既存制度の利用状況の検証等を行いつつ、フレックスタイム制等の導入を含む更なる制度の整備・検討と一層の利用促進を図る必要がある。

また、人事院は、勤務間のインターバルの確保について検討を行うとしており、その状況も注視していく必要がある。

イ 仕事と生活の両立支援

仕事と生活の両立を図るため、多様で柔軟な働き方が可能となる勤務環境を整備することが重要な課題となっている。

これまで本県では、男性職員の育児参加休暇や短期出生サポート休暇等の各種支援制度の拡充等を行ってきたところである。

また、任命権者においては、各種支援制度が広く職員に活用されるよう、特定事業主行動計画における数値目標の設定、ガイドブックによる周知等の様々な取組が行われており、これらの取組により、本県の男性職員の育児休業の取得率は年々増加しており、令和4年度は過去最高の31.2%となるなど、一定の成果が挙がってきている。

しかしながら、国家公務員（令和3年度：62.9%）と比較すると低い水準

であるほか、知事部局等で79.2%、警察で31.9%、教育委員会で13.5%と、任命権者間で取得率が大きく異なる状況であることから、引き続き職員に対する周知、啓発等に取り組むなど、利用促進を図る必要がある。

ウ 長時間労働の是正等

長時間労働の是正は、職員の心身の健康保持や公務能率の向上の観点から重要な課題であり、ワーク・ライフ・バランスの推進、魅力ある職場づくりや多様で有為な人材確保にも資するものである。

本県では、平成31年4月から、職員の勤務時間に関する規則において、時間外勤務命令を行うことができる上限を設定しており、その上限を超えた場合は、各任命権者に事後的な検証を義務付けている。

任命権者においては、毎月、時間外勤務時間が一定時間を超えた職員について、所属長等が事務分担の見直しや部内の応援体制の検討など業務の平準化を行うとともに、一人一台端末の操作時間やタイムカードなどの客観的記録も参考にしながら、過重労働の早期是正に取り組んでいる。

職員の心身の健康保持や公務能率の向上のため、引き続き、業務量に応じた適切な体制を維持し、各職場におけるマネジメント強化や緊急性・重要性の高い業務への機動的な人員配置等により、職員の時間外勤務の縮減を推進していく必要がある。

教職員の長時間勤務の是正については、県教育委員会及び市町村教育委員会により令和2年度から令和3年度までにかけて行われたモデル校での検証結果を基に、教材の共有化や完全退勤時間の設定、部活動への複数顧問の配置などによる働き方改革に向けた取組が、現在、県内各校で進められている。

また、部活動については、令和4年12月に県教育委員会において茨城県部活動の運営方針が改定され、これまで教職員が担ってきた部活動の指導について、部活動指導員（外部人材）の活用や地域移行などにより、教職員の負担を減らす体制の構築が試みられているところである。

県教育委員会の調査によると、教員の時間外勤務（時間外在校等時間）については減少傾向となっているところであるが、月80時間を超える例が引き続き見受けられることから、教職員の長時間労働の是正に向け、学校を取り巻く関係者が相互に連携し、働き方改革を推進していくことが重要である。

エ 健康づくりの推進

職員が心身ともに健康で、その能力を最大限に発揮できる職場環境を整えることは、職員自身やその家族ばかりでなく、公務の運営にとっても極めて重要である。今後、高齢層職員や女性職員の割合が増加していく状況や、様々な事情を有する職員がいる状況も踏まえつつ、引き続き健康診断の着実な実

施など健康管理体制を充実していく必要がある。

知事部局においては、本年4月に、健康診断実施後の措置に係る取扱い要領を制定し、健康診断実施後の産業医等による保健指導などを実施しているところである。各任命権者においては、職員の健康を保持するため、引き続き、健康診断実施後の措置の徹底に努める必要がある。

また、各任命権者では、メンタルヘルス対策として、研修会の開催やカウンセリング専門機関などによる各種相談制度、ストレスチェックの分析結果の活用、職場復帰支援制度の実施などに取り組んでいるほか、特に、過重労働に係る健康障害防止のために、過重労働報告の徹底を図っているところである。

しかしながら、依然としてメンタル疾患による長期病休者数が多いことから、より相談しやすい体制となるよう、夜間相談におけるオンラインの活用など相談体制の拡充にも取り組んでいるところである。引き続き、職員の心の健康づくりの推進に努めていく必要がある。

また、心の不調を早期に発見し適切に対処できるよう、相談しやすい職場環境づくりに引き続き取り組むとともに、職員の円滑な職場復帰支援や再発防止に向けたフォローアップの充実にも努めていく必要がある。

オ ハラスメント防止対策

職場におけるハラスメントは、職員の尊厳を傷つけ、その能力発揮を妨げるとともに、職場の運営にも支障をもたらすものである。

各任命権者においては、管理職員等への研修の実施、相談窓口の設置など、ハラスメントの防止等に係る様々な取組がなされているところである。

しかしながら、本委員会の苦情相談窓口へ寄せられる相談のうち、ハラスメント等に係る相談は近年増加傾向にある。職員の勤務意欲の向上、心身の健康及び良好な勤務環境を実現するために、国等の動向を踏まえながら、ハラスメントの防止等に係る取組を進める必要がある。

(4) 公務員倫理等の徹底

職員は県民全体の奉仕者として、高い倫理観を持つことが常に求められており、本委員会でも、この旨をかねてから報告し、公務員倫理の徹底を促してきたところである。

しかしながら、一部の職員による飲酒運転等の法令遵守意識に欠ける事案が引き続き見られ、県民からの県全体に対する信頼の低下が懸念される。

また、業務の電子化の進展や、個人情報保護の意識の高まりの中、様々な対策や見直し日々講じられているものの、近年は保有個人情報の漏えい等の事案が増加傾向となっている。

県民の信頼に応えるべく、誠実かつ公正に職務を執行するよう、引き続き公務員倫理等の徹底を図る必要がある。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されている公務員の適正な処遇を確保するとともに、人材の確保や労使関係の安定などを通して、公務運営の安定に寄与しているところである。

このような本制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告を速やかに実現されるよう要請する。

職員にあっては、県民の視点に立った、質が高く、効率的な県民サービスの提供に努め、高い倫理観と使命感をもって全力で職務に専念することを望むものである。

別紙第 2 勸 告

本委員会は、報告に述べた見解に基づき、職員の給与に関する条例(昭和 27 年茨城県条例第 9 号)、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 15 年茨城県条例第 6 号)及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成 13 年茨城県条例第 9 号)を次のとおり改正するよう勧告する。

I 令和 5 年 4 月の公民較差等に基づく給与改定のための関係条例の改正

1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当

- (ア) 医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を限度を国に準じて改定すること。
- (イ) 医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職員の職にあるものに対する支給月額を 51,100 円とすること。

イ 期末手当及び勤勉手当

(ア) 令和 5 年 12 月期の支給割合

a b 及び c 以外の職員

期末手当の支給割合を 1.25 月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.7 月分)とし、勤勉手当の支給割合を 1.05 月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.5 月分)とすること。

b 特定幹部職員

期末手当の支給割合を 1.05 月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6 月分)とし、勤勉手当の支給割合を 1.25 月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6 月分)とすること。

c 医療大学の学長の職にある職員

期末手当の支給割合を 0.675 月分とし、勤勉手当の支給割合を 1.075 月分とすること。

(イ) 令和 6 年 6 月期以降の支給割合

a b 及び c 以外の職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.225 月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.6875 月分)とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ

1. 025 月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0. 4875 月分) とすること。

b 特定幹部職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1. 025 月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0. 5875 月分) とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1. 225 月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0. 5875 月分) とすること。

c 医療大学の学長の職にある職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0. 65 月分とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1. 05 月分とすること。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

(2) 期末手当

特定任期付職員の期末手当の支給割合については、次のとおりとすること。

ア 令和 5 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1. 75 月分とすること。

イ 令和 6 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1. 7 月分とすること。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 3 のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 令和 5 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1. 75 月分とすること。

イ 令和 6 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1. 7 月分とすること。

Ⅱ 給与制度改正のための関係条例の改正

1 職員の給与に関する条例の改正

- (1) 新たに在宅勤務等手当を設け、住居等において、一定の期間以上継続して1か月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に対し、月額3,000円を支給すること。
- (2) 在宅勤務等手当を支給される職員については、通勤手当に関し所要の措置を講ずること。

Ⅲ 改定の実施時期

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。ただし、Ⅰの1の(2)のイの(ア)、2の(2)のア及び3の(2)のアについてはこの勧告を実施するための条例の公布の日から、Ⅰの1の(2)のイの(イ)、2の(2)のイ及び3の(2)のイ並びにⅡについては令和6年4月1日から実施すること。

別記第 1

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400

	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500		
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900		
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300		
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600		
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900		
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300		
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600		
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900		
	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200		
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300			
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600			
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900			
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200			
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500			
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800			
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100			
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300				
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600				
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900				
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100				
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300				
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600				
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900				
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100				
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300				
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600				
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900				
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100				
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300				
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600				
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900				
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100				
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300				
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300					
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600					
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800					

89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000					
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300					
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600					
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800					
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000					
94		295,900	343,600	382,500						
95		296,200	344,100	382,900						
96		296,600	344,500	383,300						
97		296,800	344,700	383,600						
98		297,100	345,100	384,100						
99		297,500	345,500	384,500						
100		297,900	345,800	384,900						
101		298,100	346,100	385,200						
102		298,400	346,500							
103		298,800	346,900							
104		299,100	347,300							
105		299,300	347,800							
106		299,600	348,200							
107		300,000	348,600							
108		300,300	349,000							
109		300,500	349,500							
110		300,900	349,900							
111		301,300	350,200							
112		301,600	350,500							
113		301,800	351,000							
114		302,000								
115		302,300								
116		302,700								
117		302,900								
118		303,100								
119		303,400								
120		303,700								
121		304,100								
122		304,300								
123		304,600								
124		304,900								
125		305,200								
定年前再任用 短時間勤務職員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第24条及び第24条の2並びに付則第4項に規定する職員を除く。

公安職給料表

職員の分 区	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,100	204,100	227,900	265,300	302,500	326,500	351,800	384,600	425,000
	2	189,900	205,800	229,900	266,800	304,300	328,600	354,000	386,800	426,800
	3	191,800	207,600	231,700	268,200	306,000	330,600	356,200	388,700	428,700
	4	193,500	209,400	233,500	269,600	307,800	332,600	358,100	390,600	430,600
	5	194,900	211,300	235,500	271,100	309,300	334,600	360,000	392,300	432,000
	6	196,800	213,400	237,000	272,400	311,100	336,100	362,000	394,300	433,600
	7	198,600	215,700	238,500	273,600	313,000	337,600	364,000	396,100	435,200
	8	200,500	217,900	240,100	274,800	314,900	339,100	365,800	397,900	436,700
	9	202,100	219,800	242,000	275,800	316,500	340,600	367,500	399,600	438,100
	10	203,800	221,900	243,600	277,000	318,500	342,800	369,500	401,500	439,800
	11	205,500	224,000	245,300	278,200	320,500	345,000	371,500	403,500	441,400
	12	207,200	225,800	246,800	279,300	322,500	347,000	373,500	405,500	442,800
	13	208,900	227,600	248,500	280,400	324,400	348,800	375,300	407,100	443,700
	14	210,900	229,400	250,400	281,700	326,000	350,800	377,300	409,200	445,300
	15	213,000	231,100	252,200	282,700	327,500	352,700	379,300	411,200	447,100
	16	215,000	232,700	254,000	283,700	329,000	354,600	381,300	413,300	448,900
	17	217,100	234,600	255,300	284,400	330,500	356,500	382,900	415,000	450,400
	18	218,900	236,000	256,800	285,800	332,700	358,500	384,900	416,600	452,200
	19	220,800	237,400	258,300	287,100	334,800	360,400	386,800	418,200	454,000
	20	222,700	238,800	259,700	288,400	336,900	362,400	388,800	419,800	455,700
	21	224,600	240,400	261,100	289,400	338,600	364,100	390,500	421,300	457,300
	22	226,400	241,900	261,900	290,400	340,400	366,000	392,600	422,900	459,000
	23	228,000	243,500	262,700	291,600	342,200	367,800	394,600	424,300	460,600
	24	229,500	245,100	263,600	292,700	344,000	369,700	396,600	425,700	462,400
	25	231,400	246,700	264,500	293,600	345,900	371,400	398,100	426,800	463,900
	26	232,800	248,300	265,600	295,100	347,900	373,400	400,100	428,200	465,300
	27	234,100	249,900	266,700	296,700	349,800	375,400	402,100	429,700	466,800
	28	235,500	251,400	267,600	298,200	351,600	377,400	404,200	431,200	468,100
	29	237,200	252,400	268,400	299,800	353,400	379,200	405,700	432,500	469,300
	30	238,900	253,900	269,400	301,500	355,500	381,300	407,500	434,200	470,000
	31	240,500	255,400	270,500	303,200	357,300	383,300	409,100	435,800	470,700
	32	242,000	256,800	271,400	304,900	359,200	385,300	410,800	437,400	471,400
	33	243,500	258,000	271,900	306,200	360,600	387,100	412,400	438,800	471,900
	34	245,200	259,000	273,100	307,800	362,600	389,200	413,900	440,500	472,700
	35	246,800	259,900	274,100	309,500	364,500	391,200	415,400	442,200	473,400
	36	248,400	260,800	275,100	311,100	366,500	393,100	416,800	443,800	474,000
	37	249,400	261,800	275,700	312,700	368,400	394,800	418,000	445,200	474,300
	38	250,900	263,000	276,600	314,100	370,500	396,200	419,500	445,900	474,900
	39	252,400	264,100	277,400	315,600	372,400	397,500	421,000	446,600	475,400
	40	253,800	264,900	278,200	317,100	374,400	398,800	422,400	447,300	475,900

	41	255,000	265,800	279,000	318,400	376,300	399,800	423,900	447,700	476,400
	42	255,900	266,800	280,000	319,900	378,400	400,900	425,200	448,300	476,800
	43	256,800	267,800	280,900	321,400	380,400	401,900	426,400	449,000	477,200
	44	257,600	268,600	281,700	322,900	382,400	402,900	427,600	449,600	477,600
	45	258,400	269,200	282,500	324,400	384,100	404,000	428,600	450,400	477,900
	46	259,400	270,300	283,700	326,100	385,800	405,200	429,300	451,100	
	47	260,300	271,200	284,900	327,800	387,400	406,300	430,100	451,600	
	48	260,900	272,300	286,200	329,400	389,000	407,400	430,900	452,100	
	49	261,500	273,000	287,600	330,800	390,200	408,600	431,400	452,600	
	50	262,400	273,900	289,200	332,200	391,200	409,400	431,800	452,900	
	51	263,300	274,800	290,500	333,600	392,200	410,200	432,200	453,200	
	52	264,200	275,600	291,800	335,200	393,200	410,800	432,500	453,600	
定	53	264,700	276,400	293,200	336,700	394,300	411,300	432,800	454,000	
年	54	265,900	277,100	294,700	338,300	395,400	412,000	433,200	454,200	
前	55	266,700	277,900	296,100	339,900	396,500	412,700	433,500	454,500	
再	56	267,800	278,700	297,500	341,500	397,600	413,300	433,800	454,700	
任	57	268,500	279,400	298,700	342,400	398,900	414,000	434,100	455,100	
用	58	269,300	280,700	300,300	344,100	399,700	414,400	434,400	455,300	
短	59	270,000	281,900	301,900	345,700	400,500	415,000	434,700	455,500	
時	60	270,700	283,200	303,200	347,300	401,100	415,600	435,000	455,700	
間	61	271,300	284,500	304,500	348,900	401,600	416,000	435,300	456,100	
勤	62	271,900	285,900	306,000	350,600	402,300	416,600	435,600		
務	63	272,500	287,100	307,400	352,200	403,000	417,100	435,900		
職	64	273,100	288,500	308,700	353,900	403,700	417,600	436,200		
員	65	273,800	289,800	310,000	355,400	404,000	418,100	436,500		
以	66	274,800	290,900	311,600	357,000	404,700	418,700	436,800		
外	67	275,800	292,000	313,000	358,500	405,400	419,100	437,100		
の	68	276,600	293,100	314,400	360,000	405,900	419,600	437,400		
職	69	277,500	294,500	315,700	361,200	406,300	420,000	437,600		
員	70	278,700	295,900	317,100	362,600	406,800	420,300	437,900		
	71	279,800	297,200	318,400	363,900	407,400	420,600	438,200		
	72	281,000	298,300	319,800	365,300	407,900	420,900	438,400		
	73	282,000	299,400	320,500	366,400	408,400	421,200	438,600		
	74	283,000	300,500	322,000	367,600	408,800	421,500	438,900		
	75	284,000	301,600	323,500	368,800	409,300	421,800	439,200		
	76	285,000	302,700	325,200	370,000	409,800	422,100	439,500		
	77	286,000	303,600	327,000	371,300	410,300	422,300	439,700		
	78	287,100	305,000	328,700	372,500	410,800	422,600	440,000		
	79	288,100	306,200	330,300	373,700	411,400	422,900	440,300		
	80	288,700	307,500	331,900	374,800	411,900	423,100	440,600		
	81	289,600	308,700	333,500	375,900	412,300	423,300	440,800		
	82	290,600	310,100	335,100	377,100	412,900	423,600	441,100		
	83	291,500	311,200	336,700	378,200	413,400	423,900	441,400		
	84	292,300	312,500	338,300	379,400	413,600	424,100	441,700		
	85	293,400	313,400	339,700	380,500	413,900	424,300	441,900		
	86	294,500	314,700	341,200	381,100	414,400	424,600			
	87	295,400	316,000	342,700	381,600	414,700	424,900			
	88	296,400	317,500	344,100	382,100	415,000	425,100			

89	297,400	319,000	345,400	382,700	415,300	425,300
90	298,500	320,500	346,600	383,300	415,700	425,600
91	299,600	321,900	347,800	383,900	416,100	425,900
92	300,700	323,400	349,100	384,500	416,500	426,100
93	301,200	324,600	350,400	384,800	416,800	426,300
94	302,300	325,900	351,900	385,300	417,200	
95	303,400	327,200	353,400	385,900	417,600	
96	304,700	328,500	354,800	386,400	418,000	
97	305,800	329,700	356,100	386,800	418,300	
98	307,000	331,000	357,300	387,200	418,700	
99	308,200	332,200	358,400	387,800	419,100	
100	309,400	333,400	359,600	388,300	419,500	
101	310,500	334,800	360,700	388,700	419,800	
102	311,500	335,700	361,800	389,200		
103	312,500	336,700	362,900	389,800		
104	313,500	337,800	364,000	390,300		
105	314,300	338,900	365,200	390,600		
106	314,900	340,000	365,700	391,000		
107	315,500	341,000	366,300	391,500		
108	316,100	342,000	366,900	391,800		
109	316,600	343,200	367,500	392,100		
110	317,100	344,200	368,000	392,600		
111	317,500	345,200	368,500	393,100		
112	318,000	346,100	369,000	393,600		
113	318,800	347,000	369,400	393,900		
114	319,500	347,900	369,800	394,400		
115	320,200	348,900	370,400	394,900		
116	320,800	349,900	370,900	395,400		
117	321,400	350,900	371,300	395,700		
118	322,200	351,300	371,800	396,200		
119	322,900	351,900	372,400	396,700		
120	323,700	352,500	372,900	397,200		
121	324,300	352,800	373,100	397,600		
122	324,600	353,200	373,600	398,100		
123	325,100	353,700	374,100	398,500		
124	325,600	354,100	374,500	399,000		
125	325,900	354,500	375,000	399,400		
126		354,900	375,500			
127		355,400	376,000			
128		355,800	376,500			
129		356,200	376,800			
130			377,300			
131			377,800			
132			378,300			
133			378,600			
134			379,100			
135			379,500			
136			379,900			

	137			380,200						
	138			380,700						
	139			381,200						
	140			381,700						
	141			382,000						
定年前再任用 短時間勤務職員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	242,500	254,200	258,300	289,600	306,200	320,300	343,900	379,200	410,900	

- 備考 1 この表は、警察官である職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
2 3級の5号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、230,400円とする。

海事職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	193,900	246,100	287,500	332,200	365,600	420,700
	2	196,300	248,300	288,900	334,100	367,700	423,000
	3	198,900	250,200	290,300	336,100	369,800	425,300
	4	201,300	252,000	291,700	338,100	371,900	427,500
	5	203,700	254,000	292,800	340,100	373,500	429,700
	6	206,200	255,600	294,100	341,600	376,300	432,000
	7	208,700	257,200	295,400	343,000	379,100	434,300
	8	211,400	259,000	296,700	344,400	381,900	436,500
	9	213,800	260,900	297,700	345,400	384,500	438,200
	10	216,200	262,700	299,800	347,100	386,900	440,300
	11	218,600	264,400	301,900	349,100	389,200	442,400
	12	221,200	265,900	303,900	351,100	391,400	444,400
	13	223,600	267,500	306,000	352,600	393,800	446,100
	14	226,100	269,300	308,400	354,600	396,500	448,300
	15	228,800	271,000	310,600	356,700	399,100	450,400
	16	231,300	272,700	312,800	358,800	401,600	452,600
	17	233,600	274,200	315,000	360,800	404,100	454,700
	18	235,800	275,700	317,200	363,000	406,100	456,900
	19	238,000	277,300	319,300	365,100	407,800	459,100
	20	240,200	278,700	321,200	367,300	409,400	461,300
	21	242,000	280,000	323,000	369,400	410,900	463,300
	22	243,600	281,100	323,900	371,200	412,500	465,100
	23	245,100	282,200	324,700	372,600	414,300	466,800
	24	246,400	283,200	325,600	374,100	416,100	468,400
	25	247,900	284,200	326,500	375,900	417,600	469,800
	26	248,900	285,600	327,600	378,200	419,100	471,000
	27	249,800	286,900	328,600	380,500	420,700	472,200
	28	250,700	288,000	329,800	382,600	422,200	473,300
	29	252,000	289,100	330,800	384,300	423,200	474,300
	30	252,600	290,300	332,000	386,200	424,800	475,300
	31	253,400	291,600	333,400	388,100	426,300	476,300
	32	254,200	292,600	334,800	389,900	427,900	477,300
	33	255,300	293,300	336,000	391,600	429,400	477,600
	34	256,100	294,700	337,100	393,100	430,700	478,600
	35	256,900	295,700	338,100	394,700	431,900	479,500
	36	257,500	296,800	339,500	396,400	433,100	480,400
	37	258,000	297,600	340,900	397,900	434,100	481,300
	38	258,400	298,300	341,900	399,200	435,100	482,200
	39	258,900	299,000	343,000	400,600	436,000	483,100
	40	259,400	299,700	344,100	401,900	436,900	484,000

	41	259,900	300,300	344,900	402,400	437,300	484,800
	42	260,300	300,800	345,900	403,700	437,900	485,500
	43	260,700	301,300	347,000	404,900	438,500	486,200
	44	261,100	301,800	348,100	406,200	439,200	486,900
	45	261,700	302,300	349,200	407,600	439,700	487,400
	46	262,300	303,000	350,400	409,000	440,000	488,000
	47	262,800	303,900	351,600	410,300	440,500	488,600
	48	263,200	304,800	352,800	411,600	441,000	489,200
	49	263,600	305,800	353,600	412,800	441,300	489,500
	50	263,900	306,700	354,800	413,700	441,900	490,100
	51	264,200	307,500	356,100	414,600	442,500	490,800
	52	264,400	308,300	357,400	415,300	443,100	491,300
定	53	264,600	309,000	358,700	415,500	443,700	491,800
年	54	264,900	309,700	360,000	415,900	444,400	492,500
前	55	265,200	310,400	361,300	416,300	445,000	492,800
再	56	265,400	311,100	362,400	416,800	445,600	493,400
任	57	265,600	311,900	363,000	417,100	445,900	493,900
用	58	265,900	312,800	364,200	417,300	446,600	
短	59	266,200	313,600	365,300	417,700	447,300	
時	60	266,400	314,200	366,600	418,100	448,000	
間	61	266,600	314,700	367,700	418,400	448,400	
勤	62	266,900	315,100	368,300	418,900	448,700	
務	63	267,200	315,500	368,800	419,500	449,000	
職	64	267,400	315,900	369,300	420,000	449,300	
員	65	267,600	316,200	369,600	420,600	449,500	
以	66	267,800	316,700	370,000	421,200	449,800	
外	67	268,000	317,200	370,400	421,700	450,100	
の	68	268,300	317,700	370,800	422,200	450,400	
職	69	268,600	318,300	371,000	422,800	450,600	
員	70			371,300	423,300	450,900	
	71			371,700	423,900	451,200	
	72			372,000	424,500	451,400	
	73			372,400	425,000	451,600	
	74			372,600	425,600		
	75			373,000	426,100		
	76			373,300	426,700		
	77			373,600	427,200		
	78			374,100	427,800		
	79			374,600	428,500		
	80			375,000	429,100		
	81			375,400	429,400		
	82			375,800	430,000		
	83			376,300	430,600		
	84			376,800	431,200		
	85			377,200	431,600		
	86			377,700	432,100		
	87			378,100	432,800		
	88			378,500	433,500		

	89			379,000	433,700		
	90			379,500			
	91			380,000			
	92			380,500			
	93			380,800			
	94			381,200			
	95			381,700			
	96			382,100			
	97			382,600			
	98			382,900			
	99			383,400			
	100			383,800			
	101			384,400			
定年前再任用 短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		221,300	251,300	280,700	321,500	350,400	397,000

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教育職給料表(一)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	233,100	290,700	335,600	410,200
	2	235,400	293,300	338,500	412,500
	3	237,600	295,700	341,500	414,600
	4	239,600	298,000	344,500	416,700
	5	241,700	300,300	347,400	418,600
	6	243,400	302,600	349,800	421,000
	7	245,100	304,700	352,300	423,200
	8	246,900	306,900	354,700	425,500
	9	249,000	309,200	357,200	427,200
	10	251,300	311,600	359,800	429,700
	11	253,600	314,000	362,400	431,900
	12	255,600	316,400	365,200	434,100
	13	257,700	318,700	367,800	435,500
	14	260,100	320,700	369,500	437,700
	15	262,400	322,700	371,700	439,900
	16	264,700	324,400	373,900	442,200
	17	266,600	326,400	375,600	444,300
	18	269,400	328,200	377,600	446,600
	19	272,200	330,000	379,600	448,800
	20	274,900	331,700	381,400	451,100
	21	277,600	333,100	383,200	453,100
	22	280,200	335,500	384,700	455,400
	23	282,700	337,600	385,900	457,800
	24	285,100	339,800	387,100	460,100
	25	287,500	341,600	388,200	462,100
	26	290,000	343,500	389,900	464,200
	27	292,400	345,600	391,600	466,300
	28	294,900	347,700	393,300	468,400
	29	297,300	349,600	395,000	470,400
	30	299,600	351,500	396,600	472,700
	31	301,800	353,300	398,000	474,900
	32	304,000	355,000	399,300	476,800
	33	306,200	356,900	400,900	478,700
	34	308,400	358,500	402,500	480,800
	35	310,900	360,000	404,000	483,000
	36	313,100	361,400	405,700	485,000
	37	315,400	362,800	406,800	487,100
	38	316,700	364,800	408,300	489,100
	39	318,300	366,700	409,800	491,000
	40	319,700	368,400	411,000	492,900

	41	321,100	370,100	411,900	494,900
	42	321,500	371,900	413,500	496,800
	43	321,900	373,500	415,000	498,500
	44	322,300	374,900	416,600	500,400
	45	322,900	376,600	417,900	502,300
	46	323,400	378,300	419,400	504,100
	47	324,200	379,800	420,800	505,900
	48	325,000	381,300	422,300	507,700
	49	325,600	382,800	423,600	509,400
	50	326,300	384,400	424,800	511,100
	51	327,000	385,900	426,100	512,900
	52	327,700	387,500	427,300	514,800
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	53	328,700	388,600	428,000	516,300
	54	329,400	390,100	428,900	517,900
	55	329,800	391,500	429,800	519,600
	56	330,400	393,100	430,700	521,200
	57	330,800	394,400	431,500	522,800
	58	331,500	395,800	432,400	524,100
	59	332,200	397,100	433,300	525,400
	60	332,800	398,400	434,100	526,600
	61	333,500	399,600	434,800	527,800
	62	334,400	401,000	435,700	528,800
	63	335,300	402,400	436,700	529,800
	64	336,100	403,800	437,600	530,800
	65	336,800	404,800	438,500	531,400
	66	337,800	405,900	439,400	532,300
	67	338,500	406,900	440,400	533,200
	68	339,500	408,000	441,300	534,100
	69	340,100	408,900	442,300	535,000
	70	341,000	409,700	443,300	535,800
	71	341,900	410,500	444,200	536,500
	72	342,800	411,200	445,200	537,000
73	343,100	411,900	446,200	537,700	
74	344,100	412,800	447,100	538,200	
75	345,100	413,600	448,000	539,000	
76	346,100	414,300	449,000	539,600	
77	347,100	414,900	449,800	540,100	
78	348,000	415,300	450,300		
79	348,900	415,600	451,000		
80	349,800	415,900	451,600		
81	350,700	416,200	452,400		
82	351,600	416,500	453,100		
83	352,500	416,700	453,400		
84	353,400	417,000	454,000		
85	354,000	417,200	454,400		
86	354,600	417,500	454,700		
87	355,200	417,800	455,000		
88	355,800	418,100	455,300		

89	356,300	418,300	455,600	
90	356,700	418,600		
91	357,100	418,900		
92	357,500	419,200		
93	357,900	419,400		
94	358,300	419,700		
95	358,800	420,000		
96	359,200	420,300		
97	359,800	420,500		
98	360,300	420,800		
99	360,700	421,100		
100	361,200	421,300		
101	361,600	421,500		
102	362,100	421,800		
103	362,400	422,100		
104	362,800	422,300		
105	363,300	422,500		
106	363,700			
107	364,200			
108	364,700			
109	365,100			
110	365,600			
111	366,100			
112	366,500			
113	366,900			
114	367,300			
115	367,800			
116	368,200			
117	368,600			
118	369,000			
119	369,500			
120	369,900			
121	370,200			
122	370,600			
123	371,100			
124	371,400			
125	371,800			
126	372,300			
127	372,800			
128	373,200			
129	373,600			
特				968,000
定年前再任用 短時間勤務職員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	283,800	294,800	316,800	401,000

備考 1 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の4級の特号給は、大学の学長のみ適用する。

教育職給料表(二)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177,200	219,700	274,900	337,600	418,700
	2	178,700	221,400	277,200	339,600	420,500
	3	180,300	222,900	279,500	341,600	422,300
	4	181,800	224,400	281,600	343,600	423,900
	5	183,400	226,100	283,800	345,600	425,400
	6	185,300	227,400	286,000	347,200	426,900
	7	187,100	228,600	288,200	348,800	428,700
	8	189,000	229,900	290,300	350,300	430,500
	9	190,700	231,600	292,400	351,800	432,200
	10	192,800	233,300	294,700	353,800	434,000
	11	194,800	235,000	297,000	355,800	435,900
	12	196,800	236,600	299,100	357,700	437,700
	13	198,800	238,100	301,300	359,600	439,400
	14	200,900	240,100	303,100	361,500	441,300
	15	203,000	242,000	304,900	363,300	443,100
	16	205,100	243,900	306,600	364,900	445,000
	17	207,300	245,600	308,200	366,500	446,700
	18	209,400	248,000	310,400	368,300	448,500
	19	211,600	250,400	312,500	370,100	450,300
	20	213,500	252,800	314,800	371,900	452,100
	21	215,700	255,200	316,800	373,500	453,700
	22	217,300	257,600	319,000	375,400	455,400
	23	218,800	259,900	321,200	377,100	457,300
	24	220,300	262,100	323,500	378,800	459,000
	25	221,800	264,300	325,700	380,100	460,700
	26	223,000	266,500	327,900	381,900	462,300
	27	224,200	268,900	330,000	383,700	463,900
	28	225,500	271,000	332,000	385,600	465,400
	29	226,800	273,300	334,000	387,400	466,900
	30	228,300	275,600	335,400	389,200	468,200
	31	229,900	277,800	336,800	391,100	469,500
	32	231,300	279,900	338,400	393,000	470,800
	33	232,700	282,000	339,900	394,600	472,000
	34	234,400	284,200	341,900	396,300	472,700
	35	236,200	286,300	344,000	397,900	473,400
	36	237,700	288,200	345,800	399,600	474,100
	37	239,100	290,300	347,700	400,800	474,700
	38	240,600	292,000	349,600	402,200	
	39	242,100	293,800	351,500	403,600	
	40	243,600	295,500	353,400	405,000	

	41	245,000	296,800	355,300	406,600
	42	246,300	298,800	357,200	408,000
	43	247,500	300,700	359,100	409,300
	44	248,600	302,700	361,000	410,700
	45	249,700	304,700	362,800	412,100
	46	250,900	306,800	364,700	413,400
	47	252,100	309,000	366,600	414,900
	48	253,100	311,200	368,500	416,400
	49	254,200	313,300	370,100	418,000
	50	255,500	315,600	371,900	419,400
	51	256,700	317,800	373,800	421,000
	52	258,000	319,900	375,800	422,500
定	53	259,100	322,000	377,600	424,200
年	54	260,300	323,500	379,400	425,700
前	55	261,600	325,000	381,100	427,300
再	56	262,600	326,500	382,700	428,900
任	57	263,700	328,200	384,200	430,400
用	58	264,400	330,200	385,800	431,900
短	59	265,400	332,200	387,400	433,100
時	60	266,400	334,100	389,000	434,300
間	61	267,300	335,900	390,200	435,500
勤	62	268,100	337,900	391,600	436,800
務	63	268,900	339,900	393,000	438,100
職	64	269,700	341,800	394,300	439,300
員	65	270,800	343,500	395,500	440,500
以	66	272,100	345,500	396,700	441,700
外	67	273,400	347,500	398,000	442,900
の	68	274,700	349,500	399,300	444,100
職	69	275,900	351,300	400,600	445,300
員	70	277,100	353,200	401,900	446,500
	71	278,300	355,100	403,300	447,700
	72	279,500	357,000	404,500	448,900
	73	280,500	358,600	405,700	450,000
	74	281,500	360,500	407,100	450,600
	75	282,500	362,300	408,500	451,100
	76	283,400	364,200	409,800	451,600
	77	284,300	366,000	411,000	452,100
	78	285,200	367,700	412,200	
	79	286,100	369,300	413,500	
	80	287,000	370,900	414,900	
	81	287,800	372,300	416,200	
	82	288,900	373,800	417,400	
	83	289,900	375,200	418,400	
	84	290,900	376,500	419,600	
	85	291,900	377,600	420,800	
	86	292,900	379,000	422,000	
	87	293,900	380,400	423,200	
	88	294,900	381,700	424,200	

89	296,000	382,900	425,300
90	297,100	384,200	426,300
91	298,200	385,300	427,300
92	299,200	386,500	428,300
93	299,700	387,700	429,200
94	300,700	388,800	430,000
95	301,800	390,000	430,800
96	303,000	391,200	431,600
97	304,000	392,600	432,400
98	305,100	393,600	432,800
99	306,100	394,600	433,200
100	307,100	395,600	433,600
101	307,900	396,500	434,000
102	309,000	397,500	434,300
103	310,000	398,600	434,600
104	311,000	399,700	434,800
105	311,600	400,400	435,100
106	312,500	401,300	435,400
107	313,300	402,200	435,700
108	314,100	403,100	435,900
109	314,800	403,900	436,100
110	315,200	404,800	436,400
111	315,600	405,600	436,700
112	316,100	406,400	436,900
113	316,600	407,000	437,100
114	317,000	407,700	437,400
115	317,500	408,400	437,700
116	317,900	409,100	437,900
117	318,400	409,700	438,100
118	318,900	410,200	
119	319,300	410,600	
120	319,800	411,000	
121	320,300	411,300	
122	320,700	411,600	
123	321,200	411,900	
124	321,700	412,100	
125	322,300	412,300	
126	322,600	412,600	
127	322,900	412,900	
128	323,200	413,100	
129	323,400	413,300	
130	323,700	413,600	
131	324,000	413,900	
132	324,300	414,100	
133	324,500	414,300	
134	324,700	414,600	
135	324,900	414,900	
136	325,200	415,100	

137	325,500	415,300			
138	325,700	415,600			
139	326,000	415,900			
140	326,300	416,100			
141	326,500	416,300			
142	326,700	416,600			
143	327,000	416,900			
144	327,200	417,100			
145	327,500	417,300			
146	327,700				
147	328,000				
148	328,300				
149	328,500				
150	328,700				
151	329,000				
152	329,300				
153	329,500				
定年前再任用 短時間勤務職員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	235,000	275,300	304,000	332,200	416,600

- 備考 1 この表は、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表(三)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177,200	193,400	274,900	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	277,200	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	279,500	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	281,600	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	283,800	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	286,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	288,200	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	290,300	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	292,400	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	294,700	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	297,000	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	299,100	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	301,300	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	303,100	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	304,900	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	306,600	335,900	429,400
	17	207,300	226,100	308,200	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	310,400	339,600	431,900
	19	211,600	228,600	312,500	341,600	433,100
	20	213,500	229,900	314,800	343,600	434,400
	21	215,700	231,600	316,800	345,600	435,500
	22	217,300	233,300	319,000	347,200	436,700
	23	218,800	235,000	321,200	348,800	438,000
	24	220,300	236,600	323,500	350,300	439,300
	25	221,800	238,100	325,700	351,800	440,600
	26	222,900	240,100	327,900	353,600	441,800
	27	224,000	242,000	330,000	355,300	442,800
	28	225,200	243,900	332,000	357,000	443,900
	29	226,700	245,600	334,000	358,600	445,100
	30	228,200	248,000	335,400	360,200	445,900
	31	229,700	250,400	336,800	361,800	446,700
	32	231,200	252,800	338,400	363,300	447,600
	33	232,500	255,200	339,900	364,600	448,500
	34	234,100	257,600	341,900	366,100	449,000
	35	235,800	259,900	344,000	367,600	449,500
	36	237,200	262,100	345,800	369,300	450,000
	37	238,500	264,300	347,600	371,000	450,500
	38	239,900	266,500	349,300	372,500	
	39	241,300	268,900	351,000	373,800	
	40	242,700	271,000	352,600	375,200	

	41	244,000	273,300	354,100	376,300
	42	245,300	275,600	355,800	377,700
	43	246,500	277,800	357,400	379,100
	44	247,800	279,900	359,000	380,600
	45	249,100	282,000	360,700	382,000
	46	250,400	284,200	362,400	383,600
	47	251,600	286,300	363,700	385,100
	48	252,700	288,200	365,100	386,600
	49	253,800	290,300	366,300	387,900
	50	255,100	292,000	367,800	389,400
	51	256,400	293,800	369,400	390,800
	52	257,400	295,500	370,900	392,100
定	53	258,500	296,800	372,300	393,300
年	54	259,900	298,800	373,800	394,600
前	55	260,900	300,700	375,300	395,700
再	56	261,900	302,700	376,700	396,800
任	57	262,900	304,700	378,100	398,000
用	58	263,900	306,800	379,500	399,200
短	59	264,900	309,000	380,800	400,400
時	60	265,900	311,200	382,100	401,600
間	61	266,800	313,300	383,000	402,700
勤	62	267,500	315,600	384,200	403,700
務	63	268,200	317,800	385,300	405,000
職	64	268,800	319,900	386,400	406,200
員	65	269,500	322,000	387,200	407,400
以	66	270,700	323,500	388,300	408,500
外	67	271,800	325,000	389,300	409,600
の	68	272,900	326,500	390,300	410,700
職	69	274,200	328,200	391,400	411,700
員	70	275,600	330,200	392,400	412,900
	71	276,800	332,200	393,500	414,100
	72	278,000	334,100	394,600	415,300
	73	278,800	335,900	395,600	415,900
	74	279,700	337,900	396,700	416,700
	75	280,700	339,800	397,800	417,400
	76	281,700	341,700	398,800	417,900
	77	282,600	343,400	399,700	418,200
	78	283,600	345,200	400,600	418,600
	79	284,700	346,900	401,600	419,000
	80	285,500	348,600	402,600	419,400
	81	286,300	350,400	403,400	419,700
	82	287,100	352,100	404,200	420,100
	83	287,900	353,500	404,900	420,500
	84	288,700	355,100	405,700	420,800
	85	289,600	356,300	406,400	421,100
	86	290,400	357,900	407,200	421,500
	87	291,100	359,400	407,900	421,900
	88	291,900	360,900	408,600	422,200

89	292,800	362,200	409,200	422,500
90	293,700	363,500	409,900	422,800
91	294,600	364,800	410,400	423,100
92	295,300	366,200	411,100	423,300
93	295,600	367,600	411,500	423,500
94	296,300	368,900	411,900	
95	297,000	370,100	412,200	
96	297,700	371,200	412,500	
97	298,400	372,200	412,700	
98	299,200	373,200	413,000	
99	300,000	374,200	413,300	
100	300,700	375,100	413,500	
101	301,400	375,900	413,700	
102	301,800	376,900	414,000	
103	302,200	377,800	414,300	
104	302,600	378,700	414,500	
105	302,800	379,500	414,700	
106	303,100	380,400	415,000	
107	303,400	381,300	415,300	
108	303,600	382,200	415,500	
109	303,800	383,000	415,700	
110	304,000	384,000	416,000	
111	304,300	384,900	416,300	
112	304,600	385,800	416,500	
113	304,800	386,400	416,700	
114	305,000	387,300	417,000	
115	305,200	388,200	417,300	
116	305,500	389,100	417,500	
117	305,800	389,900	417,700	
118	306,000	390,600		
119	306,300	391,400		
120	306,600	392,200		
121	306,800	392,800		
122	307,000	393,600		
123	307,200	394,300		
124	307,500	395,000		
125	307,800	395,600		
126		396,300		
127		396,800		
128		397,400		
129		398,100		
130		398,700		
131		399,200		
132		399,700		
133		400,000		
134		400,300		
135		400,600		
136		400,900		

137		401,200			
138		401,500			
139		401,800			
140		402,100			
141		402,400			
142		402,700			
143		403,000			
144		403,300			
145		403,500			
146		403,800			
147		404,100			
148		404,300			
149		404,500			
150		404,800			
151		405,100			
152		405,300			
153		405,500			
154		405,800			
155		406,100			
156		406,300			
157		406,500			
定年前再任用 短時間勤務職員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	226,200	272,100	299,100	325,500	406,600

- 備考 1 この表は、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研究職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	162,500	210,100	291,600	338,900	391,500
	2	163,600	213,200	294,000	341,000	394,300
	3	164,800	215,900	296,300	342,900	396,900
	4	165,900	218,400	298,600	344,600	399,600
	5	167,000	220,900	300,700	346,300	401,700
	6	168,300	222,600	302,600	347,800	404,400
	7	169,600	224,300	304,400	349,200	407,100
	8	170,900	226,200	306,100	350,400	409,800
	9	171,900	228,100	307,800	351,900	412,300
	10	173,600	230,300	310,100	353,800	414,900
	11	175,200	232,700	312,300	355,800	417,600
	12	176,900	234,700	314,700	357,500	420,200
	13	178,300	236,700	316,500	359,300	422,800
	14	180,200	239,100	318,800	361,100	425,500
	15	182,100	241,600	321,200	362,700	428,300
	16	184,100	243,900	323,500	364,200	431,000
	17	185,800	246,100	325,700	365,700	433,500
	18	187,900	248,500	327,900	367,600	436,000
	19	190,100	251,100	329,800	369,300	438,500
	20	192,100	253,600	331,700	371,200	440,900
	21	194,100	256,000	333,700	372,700	443,300
	22	196,100	258,300	335,100	374,600	445,900
	23	198,100	260,500	336,300	376,300	448,500
	24	199,900	262,700	337,700	378,000	450,800
	25	201,700	265,000	339,300	379,400	453,000
	26	203,900	267,300	341,000	381,100	455,300
	27	206,000	269,500	342,800	383,000	457,800
	28	208,100	271,600	344,400	384,900	460,200
	29	210,200	273,900	346,000	386,600	462,700
	30	211,300	276,000	347,600	388,400	465,200
	31	212,600	277,900	349,000	390,300	467,700
	32	213,900	279,700	350,300	392,100	470,100
	33	215,600	281,400	351,500	393,600	472,400
	34	217,300	283,400	352,900	395,400	474,800
	35	219,100	285,400	354,200	397,000	477,200
	36	220,700	287,200	355,500	398,700	479,700
	37	222,200	288,900	356,700	399,900	482,100
	38	224,100	290,000	357,900	401,300	484,600
	39	226,000	291,100	359,100	402,700	487,000
	40	227,700	292,200	360,300	404,100	489,500

	41	229,400	293,200	361,000	405,400	491,800
	42	231,000	293,900	362,100	406,700	494,000
	43	232,700	294,400	363,300	408,200	496,200
	44	234,200	294,900	364,400	409,700	498,400
	45	235,700	295,400	365,500	410,900	500,000
	46	237,200	296,300	366,700	412,100	501,500
	47	238,700	297,300	367,900	413,700	503,100
	48	240,100	298,200	369,000	415,200	504,600
	49	241,500	299,200	370,000	416,500	506,300
	50	243,200	300,200	371,300	417,900	507,700
	51	244,800	301,100	372,600	419,300	509,100
	52	246,200	302,000	373,800	420,700	510,600
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 員 以 外 の 職 員	53	247,400	303,000	374,500	422,100	511,700
	54	249,000	303,900	375,500	423,500	512,900
	55	250,600	304,700	376,400	424,900	514,100
	56	252,000	305,500	377,200	426,300	515,300
	57	253,200	305,900	377,900	427,400	516,200
	58	254,400	306,600	378,600	428,700	517,200
	59	255,300	307,500	379,300	430,100	518,200
	60	256,200	308,200	380,000	431,400	519,200
	61	257,100	308,900	380,600	432,200	520,300
	62	257,900	309,900	381,300	433,100	521,200
	63	258,700	310,800	382,100	434,100	521,900
	64	259,500	311,700	382,900	435,000	522,600
	65	260,300	312,500	383,500	435,900	523,400
	66	261,100	313,400	384,300	436,700	524,200
	67	261,800	314,300	385,000	437,300	525,000
	68	262,400	315,200	385,700	438,100	525,800
69	263,000	316,100	386,300	438,500	526,500	
70	264,000	317,100	387,000	439,100	527,300	
71	265,200	318,100	387,700	439,600	528,100	
72	266,200	319,100	388,400	440,100	528,900	
73	267,400	319,600	389,100	440,600	529,600	
74	268,600	320,600	389,700			
75	269,600	321,700	390,300			
76	270,600	322,700	391,000			
77	271,600	323,800	391,700			
78	272,600	324,800	392,300			
79	273,600	325,700	392,900			
80	274,500	326,600	393,500			
81	275,500	327,500	394,100			
82	276,600	328,300	394,700			
83	277,700	329,000	395,300			
84	278,600	329,600	395,900			
85	279,500	330,100	396,400			
86	280,400	330,600	396,900			
87	281,300	331,100	397,400			
88	282,000	331,500	398,100			

89	282,800	331,800	398,500		
90	283,900	332,300			
91	284,900	332,800			
92	285,900	333,200			
93	286,800	333,500			
94	287,700	333,900			
95	288,700	334,300			
96	289,600	334,700			
97	289,900	335,200			
98	290,800	335,700			
99	291,500	336,200			
100	292,400	336,700			
101	293,300	337,200			
102	293,900	337,700			
103	294,600	338,200			
104	295,300	338,700			
105	295,800	339,100			
106	296,300	339,500			
107	296,800	340,000			
108	297,200	340,400			
109	297,400	340,900			
110	297,800	341,300			
111	298,100	341,800			
112	298,300	342,200			
113	298,600	342,700			
114	298,900	343,100			
115	299,200	343,600			
116	299,500	344,000			
117	299,800	344,500			
118	300,100	344,900			
119	300,300	345,300			
120	300,600	345,700			
121	300,900	346,100			
定年前再任用 短時間勤務職員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	218,500	259,700	284,500	327,000	385,700

備考 この表は、試験所、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(一)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	347,500	411,000	462,100	524,700
	27	350,000	413,100	464,300	526,500
	28	352,300	415,100	466,600	528,300
	29	354,400	417,200	468,700	529,900
	30	356,100	419,300	470,900	531,700
	31	357,800	420,900	473,200	533,500
	32	359,600	422,600	475,300	535,300
	33	361,500	424,500	477,100	536,900
	34	363,700	426,000	479,200	538,700
	35	365,800	427,800	481,300	540,400
	36	367,800	429,600	483,300	542,100
	37	369,700	431,500	485,400	543,700
	38	371,900	433,500	487,100	545,300
	39	374,000	435,300	488,900	546,700
	40	376,000	437,200	490,700	548,300

	41	378,000	439,000	492,300	549,800
	42	378,700	440,700	494,100	551,200
	43	379,300	442,400	495,900	552,600
	44	380,000	444,200	497,500	553,900
	45	380,900	446,000	498,900	555,100
	46	382,200	447,800	500,600	556,100
	47	383,500	449,500	502,400	557,100
	48	384,800	451,200	504,100	558,100
	49	385,600	452,800	505,600	559,100
	50	386,400	454,500	506,900	560,000
	51	387,200	456,200	508,200	560,900
	52	387,700	457,900	509,500	561,800
定	53	388,500	459,800	510,500	562,600
年	54	389,300	461,000	511,800	563,500
前	55	390,000	462,200	513,100	564,400
再	56	390,700	463,400	514,400	565,300
任	57	391,400	464,400	515,400	566,200
用	58	392,300	465,400	516,200	567,100
	59	393,000	466,300	517,000	568,000
	60	393,600	467,100	517,800	568,700
短	61	394,100	467,900	518,700	569,600
時	62	394,600	468,600	519,500	570,500
間	63	395,000	469,300	520,400	571,400
	64	395,400	469,900	521,200	572,300
勤	65	395,700	470,600	522,100	573,200
	66		471,300	523,000	
務	67		471,900	523,700	
	68		472,500	524,600	
職	69		472,800	525,500	
員	70		473,400	526,300	
	71		474,100	527,200	
	72		474,800	528,100	
外	73		475,200	528,900	
の	74		475,800	529,800	
職	75		476,500	530,700	
	76		477,200	531,400	
員	77		477,600	532,200	
	78		478,200	533,100	
	79		478,800	534,000	
	80		479,300	534,900	
	81		479,900	535,700	
	82		480,400	536,600	
	83		480,900	537,500	
	84		481,400	538,400	
	85		481,800	539,200	
	86		482,400	540,100	
	87		482,800	541,000	
	88		483,300	541,900	

	89		483,800	542,700	
	90		484,400		
	91		485,000		
	92		485,400		
	93		485,900		
	94		486,500		
	95		487,100		
	96		487,600		
	97		488,100		
定年前再任用 短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		297,300	339,700	394,300	467,400

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(二)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100
	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300

	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800
	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200
	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600
	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000
	45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400
	46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800
	47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200
	48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500
	49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800
	50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200
	51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500
	52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800
定	53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100
年	54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000	
前	55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300	
再	56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600	
任	57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900	
用	58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200	
短	59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500	
時	60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900	
間	61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100	
勤	62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400	
務	63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700	
職	64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000	
員	65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200	
以	66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900	407,500	
外	67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600	407,800	
の	68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200	408,100	
職	69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600	408,300	
員	70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100	408,600	
	71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600	408,900	
	72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100	409,200	
	73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700	409,400	
	74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200		
	75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800		
	76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400		
	77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900		
	78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400		
	79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900		
	80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400		
	81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700		
	82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200		
	83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600		
	84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000		
	85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400		
	86		290,700	326,500	347,300			
	87		290,900	326,700	347,600			
	88		291,100	327,000	347,900			

89		291,500	327,400	348,300			
90		291,700	327,800	348,600			
91		291,900	328,200	349,000			
92		292,100	328,600	349,300			
93		292,500	328,900	349,700			
94		292,700	329,100	350,000			
95		292,900	329,500	350,300			
96		293,200	329,800	350,600			
97		293,500	330,000	350,900			
98		293,700	330,300	351,300			
99		293,900	330,600	351,700			
100		294,200	330,900	352,100			
101		294,500	331,100	352,600			
102		294,700	331,400	353,000			
103		294,900	331,800	353,400			
104		295,200	332,000	353,800			
105		295,500	332,200	354,300			
106			332,400				
107			332,800				
108			333,000				
109			333,200				
110			333,600				
111			334,000				
112			334,400				
113			334,600				
定年前再任用 短時間勤務職員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900	366,200

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(三)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
	39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
	40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900

	41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
	42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
	43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
	44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
	45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
	46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
	47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
	48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
	49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
	50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
	51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
	52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
定	53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
年	54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
前	55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
再	56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
任	57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
用	58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	
短	59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
時	60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	
間	61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	
勤	62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	
務	63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	
職	64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	
員	65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	
以	66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	
外	67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	
の	68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	
職	69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	
員	70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100		
	71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800		
	72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400		
	73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100		
	74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600		
	75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200		
	76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700		
	77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100		
	78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700		
	79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200		
	80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500		
	81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800		
	82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300		
	83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700		
	84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000		
	85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300		
	86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800		
	87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300		
	88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700		

89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700
94	283,800	316,500	349,400	367,500	394,100
95	284,700	317,200	350,100	367,900	394,600
96	285,600	317,800	350,700	368,200	395,000
97	286,200	318,300	351,100	368,800	395,400
98	286,800	318,600	351,500	369,300	395,800
99	287,400	319,200	352,000	369,800	396,300
100	288,300	319,800	352,400	370,300	396,700
101	289,100	320,200	352,900	370,900	397,100
102	289,900	320,800	353,300	371,400	
103	290,700	321,400	353,800	371,900	
104	291,500	321,900	354,200	372,300	
105	292,100	322,300	354,500	372,900	
106	292,600	322,800	355,000	373,400	
107	293,100	323,300	355,400	373,900	
108	293,500	323,800	355,700	374,400	
109	293,700	324,200	356,200	375,000	
110	294,000	324,600	356,700	375,400	
111	294,200	324,900	357,200	375,900	
112	294,500	325,200	357,700	376,400	
113	294,800	325,500	358,200	377,000	
114	295,000	325,900	358,700		
115	295,300	326,300	359,200		
116	295,500	326,600	359,600		
117	295,800	326,800	360,000		
118	296,100	327,100	360,400		
119	296,400	327,500	360,900		
120	296,700	327,700	361,400		
121	297,000	327,900	361,800		
122	297,400	328,200	362,300		
123	297,700	328,500	362,800		
124	298,100	328,800	363,300		
125	298,300	329,000	363,600		
126	298,500	329,300			
127	298,800	329,700			
128	299,200	329,900			
129	299,400	330,100			
130	299,700	330,300			
131	300,100	330,700			
132	300,500	330,900			
133	300,700	331,200			
134	301,000	331,600			
135	301,400	332,000			
136	301,700	332,400			

137	301,900	332,700					
138	302,200	333,100					
139	302,600	333,500					
140	302,900	333,900					
141	303,100	334,200					
142	303,500	334,600					
143	303,900	334,900					
144	304,200	335,300					
145	304,400	335,600					
146	304,600	336,000					
147	304,900	336,400					
148	305,300	336,800					
149	305,500	337,100					
150	305,700	337,500					
151	306,000	337,900					
152	306,300	338,300					
153	306,700	338,600					
154	306,900						
155	307,100						
156	307,400						
157	307,700						
158	308,000						
159	308,300						
160	308,600						
161	309,000						
162	309,300						
163	309,600						
164	309,900						
165	310,300						
166	310,600						
167	310,900						
168	311,200						
169	311,600						
定年前再任用 短時間勤務職員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300	371,800

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

福祉職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	176,900	223,400	264,400	284,900	323,100
	2	178,100	225,100	265,900	286,300	325,300
	3	179,300	226,900	267,300	287,800	327,500
	4	180,500	228,600	268,700	289,100	329,500
	5	181,400	230,300	269,600	290,500	331,500
	6	182,900	232,000	270,800	292,200	333,500
	7	184,300	233,700	272,100	294,000	335,400
	8	185,700	235,000	273,400	295,800	337,300
	9	186,800	236,700	274,400	297,500	339,200
	10	188,200	238,200	275,500	299,400	341,200
	11	189,600	239,500	276,700	301,400	343,200
	12	191,000	240,700	277,600	303,200	345,200
	13	192,400	242,000	278,500	304,400	347,000
	14	193,700	243,300	279,700	306,500	349,000
	15	195,100	244,600	281,000	308,500	350,900
	16	196,400	245,800	282,300	310,400	352,800
	17	197,800	247,000	283,600	312,300	354,500
	18	199,100	248,200	285,200	314,000	356,500
	19	200,400	249,300	286,800	315,600	358,300
	20	201,500	250,300	288,200	317,300	360,200
	21	202,500	251,000	289,400	319,000	362,100
	22	204,100	252,100	291,100	321,100	364,000
	23	205,700	253,300	292,400	323,100	365,900
	24	207,100	254,400	293,900	324,900	367,800
	25	208,700	255,600	295,600	326,800	369,700
	26	210,100	257,200	296,900	328,700	371,600
	27	211,500	258,700	298,400	330,500	373,500
	28	212,900	260,200	299,900	332,300	375,400
	29	214,600	261,600	300,900	334,100	376,900
	30	215,800	262,800	302,100	336,100	378,700
	31	217,200	263,900	303,500	338,000	380,500
	32	218,300	265,200	304,700	339,900	382,100
	33	219,400	266,300	305,900	341,500	383,800
	34	220,700	267,300	307,400	343,400	385,200
	35	221,900	268,500	308,700	345,100	386,600
	36	222,900	269,500	310,100	346,800	388,000
	37	223,900	270,500	311,600	348,000	389,400
	38	225,000	271,700	313,000	349,900	390,600
	39	226,100	272,700	314,400	351,800	391,800
	40	227,100	273,800	315,900	353,600	392,800

	41	228,000	274,900	317,200	355,500	393,900
	42	228,700	276,200	318,700	357,300	395,100
	43	229,500	277,700	320,200	359,000	396,200
	44	230,300	279,000	321,500	360,700	397,300
	45	231,000	280,400	322,500	362,400	398,000
	46	231,800	281,800	323,700	363,800	398,700
	47	232,700	283,200	324,900	365,200	399,400
	48	233,400	284,600	326,100	366,600	400,100
	49	234,000	286,000	327,100	367,600	400,700
	50	234,900	287,200	328,100	368,700	401,300
	51	235,900	288,400	328,900	369,700	401,800
	52	236,600	289,700	329,900	370,800	402,200
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	53	237,000	290,700	330,600	371,500	402,600
	54	238,000	291,800	331,300	372,100	402,900
	55	238,600	292,900	332,000	372,800	403,200
	56	239,200	293,900	332,800	373,600	403,500
	57	239,900	295,100	333,400	374,400	403,800
	58	240,600	296,400	333,900	375,200	404,100
	59	241,300	297,700	334,500	376,000	404,400
	60	241,900	299,000	335,000	376,700	404,700
	61	242,500	300,100	335,400	377,500	405,000
	62	243,000	301,500	335,600	378,200	405,300
	63	243,500	302,700	336,100	378,900	405,600
	64	244,000	304,100	336,600	379,500	405,900
	65	244,600	305,200	336,900	379,800	406,200
	66	245,400	306,400	337,300	380,400	406,500
	67	246,300	307,500	337,800	381,000	406,800
	68	247,000	308,600	338,200	381,700	407,100
69	247,900	309,300	338,700	382,100	407,300	
70	248,800	310,400	339,200	382,800	407,600	
71	249,600	311,600	339,600	383,400	407,900	
72	250,200	312,800	340,100	384,000	408,100	
73	250,800	314,100	340,300	384,400	408,300	
74	251,700	314,800	340,800	385,000	408,600	
75	252,500	315,400	341,300	385,600	408,900	
76	253,200	316,000	341,700	386,200	409,100	
77	253,900	316,700	342,000	386,600	409,300	
78	254,800	317,400	342,400	387,100		
79	255,700	318,000	342,900	387,600		
80	256,300	318,600	343,300	388,200		
81	257,000	318,900	343,500	388,700		
82	257,500	319,200	343,800	389,100		
83	258,100	319,800	344,300	389,500		
84	258,700	320,100	344,700	389,900		
85	259,300	320,400	345,000	390,100		
86	260,100	320,700	345,300	390,300		
87	260,800	321,000	345,800	390,600		
88	261,500	321,300	346,200	390,900		

89	262,000	321,700	346,500	391,100
90	262,800	322,100	346,900	391,400
91	263,600	322,400	347,300	391,700
92	264,300	322,600	347,500	391,900
93	264,700	323,100	347,800	392,100
94	265,200	323,500		
95	265,700	323,700		
96	266,400	324,100		
97	267,100	324,500		
98	267,800	324,900		
99	268,500	325,300		
100	269,200	325,600		
101	269,600	325,800		
102	270,100	326,100		
103	270,500	326,400		
104	270,900	326,700		
105	271,100	327,100		
106	271,300	327,300		
107	271,600	327,600		
108	271,900	328,000		
109	272,200	328,400		
110	272,500	328,700		
111	272,800	329,100		
112	273,000	329,400		
113	273,300	329,700		
114	273,600	330,100		
115	273,900	330,400		
116	274,300	330,600		
117	274,600	330,800		
118	274,900	331,100		
119	275,300	331,500		
120	275,700	331,900		
121	275,900	332,100		
122	276,100			
123	276,500			
124	276,800			
125	277,000			
126	277,300			
127	277,700			
128	278,100			
129	278,300			
130	278,700			
131	279,100			
132	279,400			
133	279,600			
134	279,900			
135	280,300			
136	280,600			

	137	280,800				
	138	281,100				
	139	281,400				
	140	281,700				
	141	281,900				
	142	282,100				
	143	282,300				
	144	282,600				
	145	283,000				
	146	283,200				
	147	283,500				
	148	283,800				
	149	284,100				
	150	284,300				
	151	284,600				
	152	284,800				
	153	285,100				
定年前再任用 短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		202,500	242,000	256,300	289,400	316,200

備考 この表は、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第 2

第 7 条第 1 項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

別記第 3

第 5 条第 1 項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	402,000
2	461,000
3	522,000
4	603,000
5	701,000
6	800,000

第 5 条第 2 項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	336,000
2	371,000
3	398,000

資 料 編

目 次

1 職員給与関係資料	1
第 1 表 給料表別職員数、平均年齢及び平均経験年数	2
第 2 表 給料表別、学歴別、性別人員構成比	2
第 3 表 給料表別平均給与月額	3
第 4 表 職員別平均給与月額	4
第 5 表 扶養に関する調	5
その 1 職員別扶養手当支給状況	5
その 2 職員別扶養親族数	5
第 6 表 住居に関する調	6
その 1 職員別住居手当支給状況	6
その 2 住居手当受給者の住居区分別、職員別人員及び平均受給月額	6
その 3 住居区分別、職員別、住居手当額別人員	7
その 4 住居区分別、生計区分別、職員別人員及び構成比	8
第 7 表 通勤に関する調	9
その 1 職員別通勤手当支給状況	9
その 2 通勤方法別、職員別人員及び構成比	9
その 3 通勤方法別、職員別、通勤距離別人員及び構成比	10
その 4 交通機関等利用者の 1 か月当たり運賃負担額別、職員別人員及び構成比 並びに平均負担額	11
第 8 表 給料表別、級別、号給別人員分布	12
その 1 行政職給料表	12
その 2 公安職給料表	15
その 3 海事職給料表	18
その 4 教育職給料表(一)	20
その 5 教育職給料表(二)	23
その 6 教育職給料表(三)	26
その 7 研究職給料表	29
その 8 医療職給料表(一)	31
その 9 医療職給料表(二)	33
その 10 医療職給料表(三)	35
その 11 福祉職給料表	38
その 12 特定任期付職員給料表	41
その 13 第 1 号任期付研究員給料表	41

その14	第2号任期付研究員給料表	41
第9表	給料表別、年齢別人員分布	42
第10表	年齢別人員分布図（行政職）	43
第11表	手当の種類別、給料表別受給人員及び全職員1人当たり平均受給月額	44
第12表	再任用職員の適用給料表別、級別人員	46
その1	常勤職員	46
その2	短時間勤務職員	46
2	民間給与関係資料	47
第13表	産業別、企業規模別調査事業所数	48
第14表	職種別、学歴別、企業規模別初任給	49
第15表	企業規模別、職種別給与額等	50
その1	給与比較の対象職種	50
その2	給与比較の対象外職種	58
第16表	民間における家族手当の支給状況	60
第17表	民間における在宅勤務関連手当の支給状況	60
その1	在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況	60
その2	在宅勤務関連手当の支給目的別の月額支給の状況	60
第18表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	60
第19表	民間における定年制の状況	61
第20表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした 給与減額の状況	61
第21表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している 事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	61
3	生計費関係資料	63
第22表	費目別、世帯人員別標準生計費（令和5年4月、水戸市）	63
4	労働経済関係資料	64
第23表	労働経済指標	64
	（参考）技能労務職員関係資料	66
1	技能労務職員給与関係資料	66
第1表	給料表別職員数、平均年齢及び平均経験年数	66

第 2 表	給料表別、学歴別、性別人員構成比	66
第 3 表	給料表別平均給与月額	66
第 4 表	扶養に関する調	66
その 1	扶養手当支給状況	66
その 2	扶養親族数	66
第 5 表	住居に関する調	67
その 1	住居手当支給状況	67
その 2	住居手当受給者の住居区分別人員及び平均受給月額	67
その 3	住居区分別、住居手当額別人員	67
その 4	住居区分別、生計区分別人員及び構成比	67
第 6 表	通勤に関する調	68
その 1	通勤手当支給状況	68
その 2	通勤方法別人員及び構成比	68
その 3	通勤方法別、通勤距離別人員及び構成比	68
第 7 表	給料表別、級別、号給別人員分布	69
その 1	現業職給料表(一)	69
その 2	現業職給料表(二)	72
第 8 表	手当の種類別、給料表別受給人員及び全職員 1 人当たり平均受給月額	74
2	民間技能労務従業員給与関係資料	75
第 9 表	職種別給与額等	75
第 10 表	民間における特別給の支給状況	75
	(参考) 人事院の報告及び勧告	76

1 職員給与関係資料

今回の報告の基礎となった令和5年職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与制度を検討する基礎資料を得るため、令和5年4月1日現在における職員の給与の実態を調査したものである。

(2) 調査対象職員

調査日現在において、「職員の給与に関する条例」、「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」及び「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例」の適用を受ける職員について調査した。ただし、次に掲げる職員は、調査の対象から除外した。

ア 調査日付で退職した職員

イ 休職中の職員

(専従休職中及び停職中の職員を含む。)

ウ 海外派遣職員

(「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例」適用者)

エ 育児休業中の職員

オ 無給休暇中の職員

カ 大学院修学休業中、自己啓発等休業中及び配偶者同行休業中の職員

キ 公益的法人等派遣職員

(「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」適用者)

ク 再任用職員

ケ 非常勤職員及び臨時的に任用されている職員

(3) 集 計

電子計算システムに導入されている職員の給与資料により行った。

第1表 給料表別職員数、平均年齢及び平均経験年数

給料表	職員数	平均年齢	平均経験年数
全給料表	30,463人	41.4歳	19.0年
行政職給料表	5,990	41.7	20.1
公安職給料表	4,711	37.5	18.6
海事職給料表	22	47.3	28.3
教育職給料表(一)	103	49.3	24.9
教育職給料表(二)	5,830	43.7	20.3
教育職給料表(三)	13,040	41.5	18.0
研究職給料表	247	41.0	17.7
医療職給料表(一)	22	45.6	20.0
医療職給料表(二)	241	40.6	16.6
医療職給料表(三)	196	41.8	18.9
福祉職給料表	43	38.1	15.1
特定任期付職員給料表	12	56.0	-
第1号任期付研究員給料表	1	X	-
第2号任期付研究員給料表	5	45.1	-

(注) 「X」の箇所については、適用人員が1人であるため、記載しない(第2表、第3表、第11表について同じ。)

第2表 給料表別、学歴別、性別人員構成比

給料表	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
全給料表	81.6%	5.6%	12.8%	0.0%	56.5%	43.5%
行政職給料表	54.0	12.3	33.7	0.0	63.6	36.4
公安職給料表	59.4	3.3	37.4		88.2	11.8
海事職給料表	4.5	13.6	81.8		100.0	
教育職給料表(一)	81.6	18.4			55.3	44.7
教育職給料表(二)	95.7	3.0	1.3		55.0	45.0
教育職給料表(三)	96.3	3.6	0.0		43.0	57.0
研究職給料表	95.5	0.8	3.6		73.7	26.3
医療職給料表(一)	100.0				59.1	40.9
医療職給料表(二)	89.2	10.8			46.5	53.5
医療職給料表(三)	45.4	54.1	0.5		5.1	94.9
福祉職給料表	76.7	20.9	2.3		53.5	46.5
特定任期付職員給料表	91.7		8.3		91.7	8.3
第1号任期付研究員給料表	X	X	X	X	X	X
第2号任期付研究員給料表	100.0				100.0	

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にはならない場合がある。

第3表 給料表別平均給与月額

給料表	給料	地域手当	管理職手当	扶養手当	住居手当	その他	計
全給料表	347,784	21,735	4,954	7,580	6,012	322	388,387
行政職給料表	324,716	20,778	7,880	7,673	6,399	135	367,581
公安職給料表	328,757	20,754	2,393	12,227	5,786	796	370,713
海事職給料表	384,905	24,334	0	20,659	4,682	0	434,580
教育職給料表(一)	433,958	27,150	10,166	8,379	6,046	3,896	489,595
教育職給料表(二)	375,926	23,196	2,803	8,012	6,583	0	416,520
教育職給料表(三)	352,404	21,783	5,495	5,725	5,632	44	391,083
研究職給料表	337,942	21,041	5,313	7,423	8,014	0	379,733
医療職給料表(一)	461,902	83,411	54,282	5,136	7,441	194,555	806,727
医療職給料表(二)	328,820	20,298	2,909	6,575	6,789	0	365,391
医療職給料表(三)	330,842	20,153	928	4,120	4,717	0	360,760
福祉職給料表	317,133	19,473	0	7,419	6,800	0	350,825
特定任期付職員給料表	593,833	35,630	0	0	0	0	629,463
第1号任期付研究員給料表	X	X	X	X	X	X	X
第2号任期付研究員給料表	332,000	19,920	0	0	0	0	351,920

(注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額等を含む。

2 その他には、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)等を含む(第4表について同じ)。

第4表 職員別平均給与月額

職員の区分 区分		全職員	一般職員	うち行政職員	警察職員	教育職員
		円	円	円	円	円
令 5 ・ 4 ・ 1	給料	347,784	326,606	330,256	328,757	360,074
	地域手当	21,735	20,985	21,165	20,754	22,246
	管理職手当	4,954	7,463	8,223	2,393	4,693
	扶養手当	7,580	7,534	7,982	12,227	6,442
	住居手当	6,012	6,407	6,447	5,786	5,926
	その他	322	751	141	796	51
	計	388,387	369,746	374,214	370,713	399,432
令 4 ・ 4 ・ 1	給料	348,039	327,671	331,699	325,155	360,942
	地域手当	21,744	21,073	21,269	20,467	22,299
	管理職手当	4,941	7,489	8,270	2,365	4,670
	扶養手当	7,604	7,623	8,127	12,065	6,495
	住居手当	5,788	6,242	6,261	5,648	5,661
	その他	347	855	135	880	35
	計	388,463	370,953	375,761	366,580	400,102

(注) 職員別の区分は、次による（第5表、第6表及び第7表について同じ）。

- 1 一般職員：警察職員及び教育職員以外の職員
- 2 行政職員：行政職給料表の適用を受ける職員のうち、新規学卒の採用者等を除いた職員
- 3 警察職員：公安職給料表の適用を受ける職員
- 4 教育職員：教育職給料表（一）～（三）の適用を受ける職員

第5表 扶養に関する調

その1 職員別扶養手当支給状況

区分 職員の区分	受給人員	非受給人員	計	平均受給月額	
				全職員 1人当たり	受給者 1人当たり
全職員	11,020	19,443	30,463	7,580	20,953
一般職員	2,516	4,263	6,779	7,534	20,299
警察職員	2,551	2,160	4,711	12,227	22,579
教育職員	5,953	13,020	18,973	6,442	20,533

その2 職員別扶養親族数

区分 職員の区分	配偶者	子	父母等	計	平均扶養親族数	
					全職員 1人当たり	受給者 1人当たり
全職員	4,535	17,282	625	22,442	0.7	2.0
一般職員	1,067	3,681	187	4,935	0.7	2.0
警察職員	1,529	4,346	45	5,920	1.3	2.3
教育職員	1,939	9,255	393	11,587	0.6	1.9

(注) この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものである。

第6表 住居に関する調

その1 職員別住居手当支給状況

区分 職員の区分	受給人員	非受給人員	計	平均受給月額	
				全職員 1人当たり	受給者 1人当たり
全職員	7,277	23,186	30,463	6,011	25,162
一般職員	1,738	5,041	6,779	6,407	24,988
警察職員	1,089	3,622	4,711	5,781	25,007
教育職員	4,450	14,523	18,973	5,926	25,268

(注) 職員が居住する住居についての状況である。

配偶者等の居住する住居	受給人員	受給者1人当たり平均受給月額
	2	13,250

(注) 「配偶者等」とは単身赴任手当受給職員の配偶者等をいう。

その2 住居手当受給者の住居区分別、職員別人員及び平均受給月額

職員の区分 区分		全職員		一般職員		警察職員		教育職員	
		人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
賃貸住宅	公営住宅	13	21,746	5	19,660	1	14,200	7	24,314
	民間借家	7,264	25,168	1,733	25,004	1,088	25,017	4,443	25,270
	計	7,277	25,162	1,738	24,988	1,089	25,007	4,450	25,268

(注) 住居手当受給者の職員が居住する住居についての状況である。

その3 住居区分別、職員別、住居手当額別人員

区分		住居手当額			
		11,000円以下	11,100円以上 28,000円未満	28,000円	計
公 営 住 宅	全職員	0 ^人	11 ^人	2 ^人	13 ^人
	一般職員	0	5	0	5
	警察職員	0	1	0	1
	教育職員	0	5	2	7
民 間 借 家	全職員	17	4,547	2,700	7,264
	一般職員	7	1,032	694	1,733
	警察職員	1	737	350	1,088
	教育職員	9	2,778	1,656	4,443
計	全職員	17	4,558	2,702	7,277
	一般職員	7	1,037	694	1,738
	警察職員	1	738	350	1,089
	教育職員	9	2,783	1,658	4,450
構 成 比	全職員	0.2 [%]	62.6 [%]	37.1 [%]	100.0 [%]
	一般職員	0.4	59.7	39.9	100.0
	警察職員	0.1	67.8	32.1	100.0
	教育職員	0.2	62.5	37.3	100.0

- (注) 1 主たる生計維持者である職員が居住する住居についての状況である。
 2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にはならない場合がある。

その4 住居区分別、生計区分別、職員別人員及び構成比

職員の区分 区分		全 職 員		一 般 職 員		警 察 職 員		教 育 職 員	
		人 員	構 成 比	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比
自 宅	主たる生計維持者	9,338 ^人	30.7 [%]	2,287 ^人	33.7 [%]	1,885 ^人	40.0 [%]	5,166 ^人	27.2 [%]
	そ の 他	11,411	37.5	2,342	34.5	701	14.9	8,368	44.1
	小 計	20,749	68.1	4,629	68.3	2,586	54.9	13,534	71.3
公 舎 等	主たる生計維持者	1,024	3.4	75	1.1	923	19.6	26	0.1
	そ の 他	56	0.2	18	0.3	21	0.4	17	0.1
	小 計	1,080	3.5	93	1.4	944	20.0	43	0.2
公 営 住 宅	主たる生計維持者	13	0.0	5	0.1	1	0.0	7	0.0
	そ の 他	21	0.1	9	0.1	0	0.0	12	0.1
	小 計	34	0.1	14	0.2	1	0.0	19	0.1
民 間 借 家	主たる生計維持者	7,264	23.8	1,733	25.6	1,088	23.1	4,443	23.4
	そ の 他	1,336	4.4	310	4.6	92	2.0	934	4.9
	小 計	8,600	28.2	2,043	30.1	1,180	25.0	5,377	28.3
計	主たる生計維持者	17,639	57.9	4,100	60.5	3,897	82.7	9,642	50.8
	そ の 他	12,824	42.1	2,679	39.5	814	17.3	9,331	49.2
	合 計	30,463	100.0	6,779	100.0	4,711	100.0	18,973	100.0

(注) 1 職員が居住する住居についての状況である。

2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が小計及び計とそれぞれ一致しない場合がある。

第7表 通勤に関する調

その1 職員別通勤手当支給状況

区分 職員の区分	受給人員	非受給人員	計	平均受給月額	
				全職員 1人当たり	受給者 1人当たり
全職員	27,786 ^人	2,677 ^人	30,463 ^人	11,294 ^円	12,382 ^円
一般職員	5,965	814	6,779	14,319	16,273
警察職員	3,803	908	4,711	11,253	13,939
教育職員	18,018	955	18,973	10,224	10,766

その2 通勤方法別、職員別人員及び構成比

職員の区分 区分		全職員		一般職員		警察職員		教育職員	
		人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比
徒歩		929 ^人	3.0%	419 ^人	6.2%	447 ^人	9.5%	63 ^人	0.3%
交通機関等利用		632	2.1	457	6.7	77	1.6	98	0.5
交通 用具 使用	自転車	548	1.8	322	4.7	168	3.6	58	0.3
	原動機付自転車	76	0.2	14	0.2	54	1.1	8	0.0
	自動車	28,101	92.2	5,461	80.6	3,941	83.7	18,699	98.6
	小計	28,725	94.3	5,797	85.5	4,163	88.4	18,765	98.9
交通 機関 等と 交通 用具 併用	交通機関等と 自転車	69	0.2	37	0.5	15	0.3	17	0.1
	交通機関等と 原動機付自転車	10	0.0	6	0.1	1	0.0	3	0.0
	交通機関等と 自動車	98	0.3	63	0.9	8	0.2	27	0.1
	小計	177	0.6	106	1.6	24	0.5	47	0.2
計		30,463	100.0	6,779	100.0	4,711	100.0	18,973	100.0

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が小計及び計とそれぞれ一致しない場合がある。

その3 通勤方法別、職員別、通勤距離別人員及び構成比

区分		通勤距離		2 km	2 km	10km	20km	30km	40km	50km	60km	70km	80km			
		人	員	未満	以上 10km 未満	以上 20km 未満	以上 30km 未満	以上 40km 未満	以上 50km 未満	以上 60km 未満	以上 70km 未満	以上 80km 未満	以上			
徒 歩	全職員	929	人	95.6	%	4.4	%		%		%		%			
	一般職員	419		94.3		5.7										
	警察職員	447		97.1		2.9										
	教育職員	63		93.7		6.3										
交通 機関 等 利用	全職員	632				40.2	15.7	9.5	9.0	5.9	8.9	7.6	1.1	2.2		
	一般職員	457				44.0	14.7	7.7	7.9	5.0	9.8	7.2	1.1	2.6		
	警察職員	77				28.6	15.6	11.7	14.3	9.1	3.9	13.0	2.6	1.3		
	教育職員	98				31.6	20.4	16.3	10.2	7.1	8.2	5.1		1.0		
交通 用具 使用	自 転 車	全職員	548			37.6	60.9	1.5								
		一般職員	322			41.6	58.4									
		警察職員	168			33.9	64.9	1.2								
		教育職員	58			25.9	63.8	10.3								
	原 動 機 付 自 転 車	全職員	76				6.6	64.5	18.4	6.6		3.9				
		一般職員	14				14.3	71.4	14.3							
		警察職員	54				5.6	59.3	20.4	9.3		5.6				
		教育職員	8					87.5	12.5							
	自 動 車	全職員	28,101				4.4	37.4	33.1	14.3	5.2	2.5	1.9	0.8	0.3	0.1
		一般職員	5,461				3.9	32.7	26.7	15.4	7.8	5.4	5.3	1.9	0.6	0.3
		警察職員	3,941				9.5	29.6	27.1	18.2	7.2	4.3	2.3	1.2	0.5	0.1
		教育職員	18,699				3.5	40.5	36.2	13.1	3.9	1.3	0.8	0.4	0.2	0.1
交通 用具 等 併 用	全職員	177					3.4	11.3	10.7	14.7	16.9	14.7	15.8	6.2	6.2	
	一般職員	106					3.8	10.4	7.5	14.2	10.4	17.9	21.7	7.5	6.6	
	警察職員	24						20.8	20.8	16.7	12.5	12.5	8.3	8.3		
	教育職員	47					4.3	8.5	12.8	14.9	34.0	8.5	6.4	2.1	8.5	
計	全職員	30,463				7.7	36.8	31.0	13.4	5.0	2.5	2.0	1.0	0.3	0.2	
	一般職員	6,779				11.0	32.6	22.7	13.0	7.1	4.8	5.2	2.4	0.7	0.5	
	警察職員	4,711				18.4	28.5	23.3	15.6	6.4	3.8	2.1	1.3	0.5	0.1	
	教育職員	18,973				3.8	40.3	35.9	13.0	4.0	1.4	0.9	0.4	0.2	0.1	

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にはならない場合がある。

その4 交通機関等利用者の1か月当たり運賃負担額別、職員別人員及び構成比並びに平均負担額

職員の区分 区分	全 職 員		一 般 職 員		警 察 職 員		教 育 職 員	
	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比
10,000円以下	170 ^人	21.0 [%]	103 ^人	18.3 [%]	32 ^人	31.7 [%]	35 ^人	24.1 [%]
10,001円以上 20,000円以下	296	36.6	213	37.9	35	34.7	48	33.1
20,001円以上 30,000円以下	152	18.8	101	18.0	11	10.9	40	27.6
30,001円以上 40,000円以下	67	8.3	48	8.5	7	6.9	12	8.3
40,001円以上 50,000円以下	107	13.2	85	15.1	14	13.9	8	5.5
50,001円以上 55,000円以下	12	1.5	9	1.6	2	2.0	1	0.7
55,001円以上	4	0.5	3	0.5	-	-	1	0.7
計	808	100.0	562	100.0	101	100.0	145	100.0
1人当たりの 負 担 額	円 20,792		円 21,578		円 18,846		円 19,100	

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にはならない場合がある。

第8表 給料表別、級別、号給別人員分布

その1 行政職給料表（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1 号給	人	1 人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3									
4									
5					1				
6		1							
7		3					1		
8		3							2
9	29	122			1				
10		14							
11		10							
12		9	2						
13	35	105	5						5
14		12	6						5
15	1	10	77						2
16	2	8	16						
17	55	95	18						2
18	2	12	8						
19	4	13	60						1
20	1	5	17						
21	45	95	19	1				1	1
22	2	18	9						
23	2	11	62						
24	1	16	25	2				2	
25	38	83	21	2				2	
26	5	24	13					2	
27	4	10	41	3				1	
28	2	10	31	2				6	
29	162	21	30	4				10	
30	5	3	13	3	1			10	
31	7	8	37	5	1		2	6	
32	3	2	19	6			2	9	
33	144	8	28	7			7	4	
34	11	5	20	6	1		10		
35	7		34	13			40	2	
36	5	2	19	5			23	1	
37	128	11	19	5	1		12		1
38	8		12	14			13		
39	6	4	27	23	1		14		
40	5	5	22	17			6		
41	5	7	24	9	1		9		
42		2	21	8	1		13		
43	1	6	16	9	3	1	14		
44		1	13	6	4	2	20		
45	12	9	29	13	7		15		
46		2	10	7	1	3	4		
47	1	3	10	8	2		11		
48			16	14	3	1	7		
49	3	1	20	21	8	3	5		
50		2	7	20	3	4	1		
51			20	12	8	36	2		
52			15	16	6	23	8		
53	8	1	20	23	6	27	3		
54	1		11	10	4	32	2		
55			10	20	8	47	5		
56			10	13	8	23	4		
57			15	22	7	33	6		
58			4	29	4	27	2		
59			8	19	8	50	1		
60			15	17	10	16	1		

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
61 号給	4 人	人	13 人	22 人	6 人	37 人	10 人	人	人
62			12	30	6	38			
63			11	17	10	45			
64			6	22	9	18			
65	1		3	24	9	27			
66			3	16	15	16			
67			4	18	6	43			
68			6	14	11	18			
69			7	14	12	17			
70		1	6	30	10	19			
71			3	28	4	24			
72			1	19	16	14			
73			6	21	11	13			
74			3	21	17	25			
75			6	18	18	29			
76			3	15	15	24			
77	1		6	23	2	13			
78			1	14	18	19			
79	1		1	24	9	18			
80			1	12	9	24			
81		1	3	27	5	34			
82			2	20	10	23			
83	1		1	21	56	20			
84			2	21	15	21			
85	1		2	20	7	254			
86			3	12	9				
87			3	11	26				
88			3	17	6				
89			2	9	10				
90			2	6	3				
91			1	12	17				
92	1		2	3	4				
93	11		4	11	13				
94			5	12					
95			2	7					
96			1	11					
97		1		10					
98			1	8					
99			1	13					
100			4	16					
101			4	138					
102			1						
103									
104			1						
105			2						
106			1						
107			2						
108			1						
109			2						
110			1						
111			2						
112			2						
113			21						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
121 号給	人	人	人	人	人	人	人	人	人
122									
123									
124									
125									
計	771	796	1,190	1,221	503	1,161	273	56	19
職員総数								5,990 人	

その2 公安職給料表（警察官である職員に適用）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1 号給	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9	41								
10									
11	3	1							
12									
13	47	43	7		1				
14		1							
15	11	10	5						
16	5	5							
17	47	46	14	19	1				
18	1	3	1	4	3				
19	12	12	7	20	2				
20	3	5		2					
21	2	95	12	23	5				
22		2	1	4	2				
23		20	12	22	6				
24		8	3	4	4				
25	62	89	83	23	5	1			
26		6	5	10	4	1			
27		21	32	26	10	1			
28		11	3	8	6	1			
29	4	81	51	34	4				
30		9	7	12	6	1			
31		25	31	38	12	2			
32		7	13	8	9	1	1		8
33	1	69	43	41	5	2	2		3
34		7	13	18	9	1	1		1
35		25	22	30	8		1		8
36		3	6	14	12	3			2
37	2	11	27	42	15	3	1		
38		4	13	11	15		1		1
39		14	23	45	11	3	1	1	1
40		6	14	19	12	2	1		1
41	5	9	19	30	11	1			
42		6	10	10	12	2	1		
43		6	10	44	13	1	3	1	
44		3	8	19	15	2	6		2
45	1	3	21	40	12	1		1	3
46		4	4	7	20	4	3		
47			14	40	14		2	5	
48		1	4	19	25	1	1	3	
49	2	1	16	31	5			3	
50			7	21	19	2	5	16	
51			13	37	18		2	6	
52		2	5	19	19	1	5	2	
53	1		15	35	16	1	1	8	
54			5	25	25	2	5	3	
55			14	33	17	1	6	7	
56			6	19	19	2	10	5	
57	1		12	30	13	1	4	5	
58			4	22	19		9	1	
59			6	29	12	1	4	3	
60			3	21	15	2	15	5	

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
61 号給	人	1 人	4 人	20 人	8 人	人	7 人	32 人	人
62			2	17	19	1	6		
63				17	10		5		
64			3	17	20	2	8		
65			2	13	13	1	4		
66				25	20	5	7		
67			1	17	16	2	1		
68			1	23	21	2	2		
69				16	20		4		
70				21	16	2	6		
71			3	20	5		7		
72				17	16	2	8		
73				16	13	1	2		
74				18	16	1	4		
75				12	8	2	2		
76				21	9	2	5		
77				11	10	2	3		
78				17	19	2	2		
79				17	5		3		
80				14	12	3	4		
81				11	7	2	6		
82				10	10		3		
83				7	5	2	3		
84			1	11	10	2	1		
85			2	8	3		32		
86				7	12	1			
87				7	4	3			
88				11	9	1			
89				10	8	7			
90				13	10	3			
91				6	5	6			
92				11	7				
93				2	4	34			
94				7	9				
95				8	1				
96				8	11				
97				4	5				
98				4	17				
99				1	3				
100				10	11				
101				3	71				
102				8					
103				1					
104				6					
105				4					
106				5					
107				1					
108				4					
109				5					
110				6					
111				2					
112				8					
113				2					
114				7					
115				1					
116				9					
117				2					
118				6					
119				3					
120				8					

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
121 号給	人	人	人	4 人	人	人	人	人	人
122				6					
123				1					
124				1					
125				19					
126			1						
127									
128									
129									
130									
131									
132			1						
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
計	251	675	665	1,635	984	138	226	107	30
職員総数								4,711 人	

その3 海事職給料表（船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士、船舶通信士等の職員に適用）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1 号給	人	人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33					1	
34						
35						
36						
37						
38			1			
39						
40						
41			1			
42						
43						
44						
45				1		
46						
47						
48				1		
49			1			
50						
51						
52						
53						
54						
55			2	1		
56			1			1
57				1		
58						
59			1			
60						

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
61 号給	人	人	人	人	人	人
62						
63						
64						
65						
66						
67			1			
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77			1			
78						
79						
80						
81						
82						
83			1			
84			1			
85			1	1		
86						
87			1			
88			1			
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101			1			
計	0	0	15	5	1	1
職員総数					22 人	

その4 教育職給料表（一）（大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教等の職員に適用）

	1級	2級	3級	4級
1 号給	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17		1		2
18				
19				
20				
21		1		
22				
23			1	
24				
25	1			1
26				1
27				
28			1	
29			1	
30				
31				
32				
33		1		
34			1	
35		1	1	
36				
37	1			
38				
39				2
40				
41			1	1
42				
43				
44	1		2	2
45	2	1	1	1
46				
47				
48				1
49	1		1	
50				1
51	1			1
52			1	
53				1
54			1	2
55				1
56				1
57	2			
58				
59	1		1	1
60	1			1

	1級	2級	3級	4級
61 号給	3 人	人	1 人	2 人
62				
63	1			
64	1		1	2
65	1			
66				1
67	2			
68				
69				1
70		2		
71				1
72	1			2
73			1	
74				3
75				1
76		1		
77		1		3
78	1			
79			1	
80				
81			1	
82	1			
83			1	
84				
85		2		
86				
87			1	
88				
89		1	6	
90				
91		1		
92				
93	1			
94	1			
95				
96	1			
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105		1		
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112	1			
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				

	1級	2級	3級	4級
121 号給	人	人	人	人
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
特				1
計	26	14	26	37
			職員総数	103 人

その5 教育職給料表(二)

〔 高等学校及び特別支援学校等に勤務する校長、副校長、教頭、
主幹教諭、指導教諭、教諭、実習助手等の職員に適用 〕

	1級	2級	特2級	3級	4級
1 号給	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5		75			
6					
7					
8					
9		68			
10					
11		4			
12		2			
13		67			
14		1			
15		11			
16		3			
17		87			
18		3			
19		17			
20	1	9			
21		89			
22		2			
23	1	28			
24		6			
25	3	92			3
26		4			7
27		25			6
28		6			13
29	2	101			7
30		4			11
31	1	25			11
32		13			19
33	3	94			4
34	1	11			5
35	2	34			6
36	2	20			8
37	3	78			13
38		13			
39		41			
40		12			
41	2	65			
42	1	11			
43	1	35			
44	1	15			
45	1	78			
46		9		1	
47	3	27			
48	1	20			
49		68			
50	1	15			
51		44			
52	2	19			
53	1	70		1	
54	4	19			
55	1	20			
56		22			
57	1	72		1	
58	1	18			
59	3	31		1	
60	2	25		2	

	1級	2級	特2級	3級	4級
61 号給	1 人	63 人	人	人	人
62	1	15		13	
63	4	44		6	
64		25		13	
65		61		17	
66	1	16	1	21	
67		51	1	6	
68		19	1	2	
69		56		32	
70	1	21		2	
71	1	47		4	
72	3	16	1	5	
73	3	63		16	
74	2	20			
75	1	43		1	
76	3	18		7	
77	6	42		42	
78	1	25			
79		40			
80	1	16			
81	2	42			
82	1	17			
83	2	39			
84	2	35			
85	5	32			
86	2	37			
87	2	39			
88	1	32			
89	2	27			
90	1	23			
91	4	23			
92	1	30			
93	5	27			
94	2	25	1		
95	3	29			
96	1	34			
97		25			
98		31			
99	3	15			
100	1	20			
101	2	20			
102	4	21	1		
103	3	19			
104	1	30			
105	2	24			
106		23			
107	1	16			
108	1	39			
109	1	22			
110	2	50			
111	2	19			
112	2	44			
113		32			
114	2	36			
115	1	27			
116	3	56			
117	1	13			
118	1	32			
119	3	14			
120	1	56			

	1級	2級	特2級	3級	4級
121 号給	3 人	33 人	人	人	人
122	3	48			
123	2	21			
124	2	56			
125	3	27			
126	1	30			
127	2	23			
128	1	43			
129	4	37			
130	1	44			
131	1	10			
132	1	23			
133	3	22			
134	3	31			
135		17			
136	4	20			
137	1	35			
138		50			
139	1	53			
140	3	58			
141	6	53			
142		92			
143		70			
144	2	106			
145		668			
146	4				
147	1				
148	1				
149					
150	1				
151					
152	1				
153	42				
計	244	5,274	6	193	113
				職員総数	5,830 人

その6 教育職給料表(三)

(小学校及び中学校等に勤務する校長、副校長、教頭、
主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭等の職員に適用)

	1級	2級	特2級	3級	4級
1 号給	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15		1			
16					
17		316			
18		1			
19					
20		2			
21		350			
22		1			55
23		40			70
24	1	6			169
25	23	303			14
26		2			18
27		26			25
28	3	22			116
29	30	353			7
30	2	6			29
31	2	50			11
32	6	36			34
33	18	333			10
34	1	9			19
35	7	57			26
36	3	39			16
37	18	280			46
38	1	21			
39	2	55			
40	2	43			
41	8	254			
42	5	29			
43	2	59			
44	3	43			
45	8	258	1		
46		23			
47	3	70			
48	2	34			
49	8	227			
50	1	32			
51		80			
52	1	47			
53	3	216	1		
54	2	30	1		
55		80			
56	2	51			
57	1	197			
58	1	33			
59	4	77	1		
60	3	60	1		

	1級	2級	特2級	3級	4級
61 号給	6 人	190 人			
62	1	48	1	1	
63	1	76			
64	1	55			
65	6	157	1		
66	4	50			
67	3	88			
68		37	2		
69	7	108	2	2	
70	2	92	1	1	
71		47			
72	4	69	2		
73	5	95		1	
74	1	71	2	1	
75	6	71	3	4	
76	1	59		5	
77	7	83	1	11	
78	2	57	1	30	
79	3	93	1	10	
80		48		96	
81	2	93		39	
82	5	86		53	
83	2	67		30	
84	1	50	1	80	
85	4	75	1	62	
86	1	93	1	15	
87	1	67		9	
88	3	52	2	75	
89	4	54	1	16	
90		49	1	9	
91	1	61		2	
92	1	62		63	
93	11	49		153	
94	2	60			
95	4	44	1		
96	3	62	1		
97	1	53			
98	3	62			
99	2	50			
100	1	39			
101	3	36	2		
102	2	38	1		
103	3	52			
104	2	73	2		
105	4	33	1		
106	4	46	5		
107	4	40			
108	2	29			
109	2	37			
110	6	53			
111		38			
112	4	36			
113	4	40			
114	1	40			
115		34			
116	2	46			
117	2	44			
118	2	32			
119	3	38			
120	2	52			

	1級	2級	特2級	3級	4級
121 号給	3 人	36 人	人	人	人
122	1	46			
123	1	49			
124	3	65			
125	133	35			
126		42			
127		44			
128		35			
129		31			
130		46			
131		32			
132		51			
133		33			
134		48			
135		32			
136		60			
137		52			
138		73			
139		30			
140		16			
141		16			
142		43			
143		33			
144		48			
145		20			
146		26			
147		23			
148		31			
149		30			
150		42			
151		60			
152		89			
153		121			
154		118			
155		149			
156		204			
157		1264			
計	481	11,084	42	768	665
				職員総数	13,040 人

その7 研究職給料表

〔 試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は
調査研究の業務に従事する職員に適用 〕

	1級	2級	3級	4級	5級
1 号給	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5		5			
6					
7					
8					
9		1			
10		1			
11					
12		1			
13		4			
14					
15		1			
16					
17		10			
18					
19					
20					
21		5			
22		1			
23					
24		1			
25		8			
26					
27					1
28					
29		4			
30					1
31			1		
32		1	2		
33		6			
34		4	2		
35					
36			1		
37		5			
38			1		
39		1	3		
40		4			
41		2	1		
42			1		
43		2	1		
44			2		
45		3	1		
46		3	1		
47		1	1		3
48		1	1		3
49		2			
50		1			
51		1			
52			1		
53		2	1		1
54		2			
55					5
56			2		
57		1			2
58			3		
59		4	2		4
60		1	1		

	1級	2級	3級	4級	5級
61 号給	人	1 人	1 人	人	人
62		4	1	2	
63		4	3	2	
64		2		1	
65		1	1	1	
66			1		
67		4	1		
68		1	2		
69		3	1	1	
70		1	3	2	
71		3			
72		1			
73		2	2	5	
74		1	3		
75		2			
76			2		
77			1		
78					
79		1			
80			4		
81		1			
82			2		
83			2		
84			1		
85			1		
86					
87			1		
88					
89			27		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106		1			
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121	1				
計	1	122	90	32	2
				職員総数	247 人

その8 医療職給料表（一）（病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用）

	1級	2級	3級	4級
1 号給	人	人	人	人
2				
3				
4				
5		1		
6				
7				
8				
9	1	1		
10				
11				
12				
13	3			
14				
15				
16				
17		1		
18				
19				
20				
21	1	1		
22				
23				
24				
25				
26				1
27			1	
28				
29				
30				
31				
32				
33		1		
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41			1	
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				

	1級	2級	3級	4級
61 号給	人	人	人	人
62				
63				
64				
65				9
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	5	5	2	10
			職員総数	22 人

その9 医療職給料表（二）

〔 病院、保健所等に勤務する薬剤師、
獣医師、栄養士等の職員に適用 〕

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1 号給	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5		5					
6							
7							
8							
9		4	1				
10							
11			2				
12			1				
13		3	6				
14							
15			2				
16							
17		3	3				
18			1				
19		2	1				
20			1				
21		3	2				
22			1				
23		2	1				
24		1					
25		1	6				
26	1		2				
27			1				
28							
29			2		1		2
30			1				1
31			1				
32			2				
33		1	2				2
34			1			1	
35							
36							
37			2			1	4
38			1	1			
39			1			1	
40			2				
41						1	1
42			6	1		1	
43			2				
44			2	1		1	
45			2		1		
46			1	1	1	3	
47		1	5		3		
48					3	1	
49			2	3	3	1	
50			1	1	1	1	
51		2	2	1		3	
52			4	1	2		
53				1	1	1	
54			2		1	1	
55					2		
56			1		1	2	
57				1	1	1	
58			1				
59			1	5	1	1	
60			1	1		1	

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
61 号給	人	1 人	人	1 人	人	2 人	人
62	1			1	2	2	
63				1		1	
64			2				
65			1	3		1	
66			1	1	1	2	
67						1	
68			1	1			
69			1	1			
70			1				
71				1		1	
72							
73				2		9	
74				2			
75							
76				1			
77			1	1			
78				1			
79							
80							
81				2			
82							
83							
84							
85	1				6		
86				1			
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105				2			
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計	3	29	87	40	31	41	10
職員総数						241 人	

その10 医療職給料表（三）

（ 病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、
看護師、准看護師等の職員に適用 ）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1 号給	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9		3					
10							
11							
12			1				
13		1	3				
14							
15		6					
16			2				
17							
18							
19		6	1				
20							
21			2				
22							
23		6	5				
24		1	1				
25		1	1				
26							
27		3	1				
28		2	1				
29			2				
30							
31		5	1				
32		1	2				
33			1				
34							
35				1			
36							
37			3	1			
38			1				
39			3				
40			3				
41		1	1	1			
42							
43							
44			1				
45		1	1	1	1		
46							
47			4			9	
48			2		1	2	
49							
50						1	
51				1		2	
52						1	
53				1		2	
54							
55				1		1	
56							
57			1	1	1		
58							
59				1			
60							

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
61 号給	人	人	人	人	人	1 人	人
62			2			1	
63							
64			1	3			
65				1	1		
66				2			
67			2	2		1	
68					1		
69			2	1		4	
70				1	1		
71					1		
72			1				
73				1			
74					1		
75			2	1	1		
76				2	2		
77							
78				1	1		
79							
80			1	1			
81			1				
82			1	1			
83			1				
84				6			
85				2	1		
86			1				
87			1	1			
88				2			
89		1		1			
90					1		
91			1	1			
92							
93							
94				1			
95					1		
96			1				
97				1			
98							
99							
100							
101					11		
102							
103							
104				1			
105							
106							
107			1				
108							
109							
110							
111							
112							
113				1			
114							
115			1				
116							
117							
118							
119							
120							

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
121 号給	人	人	人	人	人	人	人
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計	0	38	64	43	26	25	0
職員総数						196 人	

その11 福祉職給料表

〔 児童福祉施設等に勤務し、入所者の指導、
保育等の業務に従事する職員に適用 〕

	1級	2級	3級	4級	5級
1 号給	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13		4			
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21		2			
22					
23					
24					
25	2				
26		1			
27		1			
28					
29	3	2			
30					
31					
32					
33	5				
34					
35	1				
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45			1		
46					
47			1		
48					
49					
50					
51					1
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58		1	1		1
59					
60					

	1級	2級	3級	4級	5級
61 号給	人	人	人	人	人
62					
63					
64				1	
65					
66					
67				1	
68					
69					
70					
71			1		
72					
73					
74					
75			2	1	
76				1	
77		1			
78					
79					
80			1		
81					
82		1			
83					
84					
85				1	
86					
87			1		
88					
89					
90					
91					
92					
93				4	
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					

	1級	2級	3級	4級	5級
121 号給	人	人	人	人	人
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
計	11	13	8	9	2
				職員総数	43 人

その12 特定任期付職員給料表

〔 高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用 〕

1号給	人
2	
3	2
4	
5	9
6	1
7	
職員総数	12 人

その13 第1号任期付研究員給料表

〔 招へいされて高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事する職員に適用 〕

1号給	1 人
2	
3	
4	
5	
6	
職員総数	1 人

その14 第2号任期付研究員給料表

〔 先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力の
かん養に資する研究業務に従事する職員に適用 〕

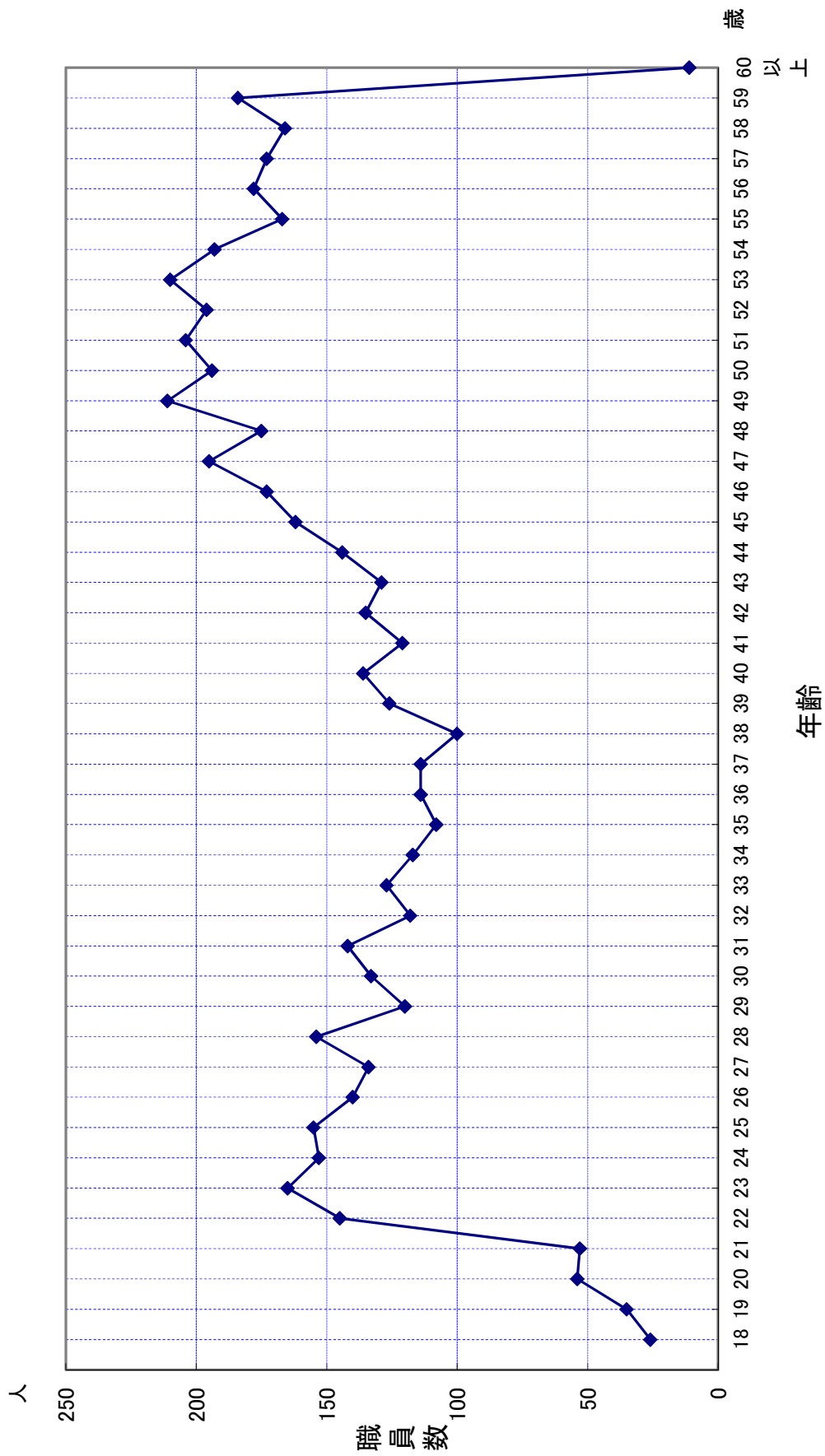
1号給	5 人
2	
3	
職員総数	5 人

第9表 給料表別、年齢別人員分布

年齢	職員の区分				
	全職員	うち行政職	うち公安職	うち教育職 (二)	うち教育職 (三)
18 歳	64 人	26 人	38 人		
19	85	35	50		
20	110	54	56		
21	123	53	67		
22	636	145	104	65	310
23	789	165	131	77	398
24	809	153	131	93	407
25	866	155	141	108	434
26	837	140	133	141	405
27	838	134	164	126	398
28	826	154	130	142	381
29	764	120	131	108	385
30	758	133	125	138	339
31	798	142	147	135	355
32	726	118	138	120	334
33	771	127	153	128	346
34	778	117	157	143	335
35	759	108	193	116	318
36	692	114	151	129	273
37	663	114	142	128	256
38	639	100	131	128	269
39	741	126	166	139	283
40	712	136	164	143	251
41	698	121	144	138	276
42	679	135	157	137	224
43	709	129	162	136	252
44	709	144	152	128	255
45	752	162	131	167	255
46	730	173	124	175	227
47	793	195	125	198	246
48	767	175	108	187	261
49	856	211	89	200	330
50	906	194	80	246	368
51	837	204	69	197	353
52	744	196	56	172	299
53	792	210	50	174	336
54	857	193	45	197	401
55	894	167	50	201	450
56	863	178	49	181	427
57	908	173	52	218	456
58	1,015	166	54	241	533
59	1,007	184	71	210	512
60以上	163	11		20	102
計	30,463	5,990	4,711	5,830	13,040

(注) 特に全職員において占める割合の高い給料表の人員分布を抜き出したものである。

第10表 年齡別人員分布圖(行政職)



第11表 手当の種類別、給料表別受給人員及び全職員1人当たり平均受給月額

区分 手当種類	受 給 人 員 (人)																	
	全 料	給 表	行政職	公安職	海事職	教育職 (一)	教育職 (二)	教育職 (三)	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	福祉職	特 任 職	定 期 員	第1 期 研 究 員	号 付 員	第2 期 研 究 員
管 理 職 手 当	2,547		649	138		15	295	1,408	18	11	10	3						
初任給調整手当	32		1			15				16								
扶 養 手 当	11,020		2,269	2,551	19	39	2,237	3,677	94	7	77	37	13					
地 域 手 当	30,432		5,984	4,711	22	103	5,828	13,017	247	22	241	196	43	12		1		5
住 居 手 当	7,279		1,533	1,091	4	23	1,520	2,907	81	6	65	37	12					
通 勤 手 当	27,786		5,264	3,803	16	95	5,530	12,393	227	12	220	169	42	11		1		3
単身赴任手当	161		17	125				19										
へき地手当 及びへき地手当 に準ずる手当	1		1															
義務教育等 教員特別手当	18,870						5,830	13,040										
寒 冷 地 手 当																		
計																		

全職員1人当たり平均受給月額（円）

全料 給表	行政職	公安職	海事職	教育職 (一)	教育職 (二)	教育職 (三)	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	福祉職	特任 期付 員	第1 期研 究員	第2 期研 究員
4,954	7,880	2,393		10,166	2,803	5,495	5,313	54,282	2,909	928				
163	49			3,896				194,555						
7,580	7,673	12,227	20,659	8,379	8,012	5,725	7,423	5,136	6,575	4,120	7,419			
21,735	20,778	20,754	24,334	27,150	23,196	21,783	21,041	83,411	20,298	20,153	19,473	35,630	X	19,920
6,012	6,399	5,786	4,682	6,046	6,583	5,632	8,014	7,441	6,789	4,717	6,800			
11,294	14,057	11,253	5,309	15,796	12,814	9,022	18,154	10,770	17,749	15,064	12,434	20,215	X	3,120
159	85	796				44								
0	1													
3,313					5,403	5,325								
55,210	56,922	53,209	54,984	71,433	58,811	53,026	59,945	355,595	54,320	44,982	46,126	55,845	X	23,040

第12表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

その1 常勤職員

(人)

給料表	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
行政職給料表				105		42	9				156
公安職給料表		1		15	45		1				62
海事職給料表				2							2
教育職給料表(一)											
教育職給料表(二)	28	308									336
教育職給料表(三)		612									612
研究職給料表				8							8
医療職給料表(一)											
医療職給料表(二)				1	2		4				7
医療職給料表(三)											
福祉職給料表		1									1
全給料表計											1,184

その2 短時間勤務職員

(人)

給料表	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
行政職給料表				122		408	16				546
公安職給料表											
海事職給料表											
教育職給料表(一)											
教育職給料表(二)		215									215
教育職給料表(三)		301									301
研究職給料表		1		7	1						9
医療職給料表(一)											
医療職給料表(二)				1			2				3
医療職給料表(三)				1		2					3
福祉職給料表		2									2
全給料表計											1,079

2 民間給与関係資料

今回の報告の基礎となった令和5年職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職に属する職員の給与を検討するため、令和5年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事委員会及び人事院

(3) 調査の範囲

① 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 1,304事業所

② 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出

(3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により15層に層化し、これらの層から252事業所を無作為に抽出し、実地調査を行った。調査の完結した事業所は、第13表のとおりである。

② 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集 計

① 調査実人員

初任給関係625人（行政職に相当する調査実人員526人）初任給関係以外の調査職種9,814人（行政職に相当する調査実人員8,569人）

なお、初任給関係以外の調査職種該当者（母集団）の推定数は、85,052人、行政職に相当するものは、63,208人

② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
	事業所				
産 業 計		217	100	82	35
農 業 、 林 業 、 漁 業		1	0	0	1
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 業 採 取 業 、 建 設 業		9	3	3	3
製 造 業		110	54	45	11
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業、 情 報 通 信 業、 運 輸 業、 郵 便 業		33	10	13	10
卸 売 業 、 小 売 業		14	10	4	0
金 融 業 、 保 険 業、 不 動 産 業、 物 品 賃 貸 業		4	2	1	1
教 育 、 学 習 支 援 業、 医 療、 福 祉、 サ ー ビ ス 業		46	21	16	9

(注) 1 調査対象事業所252所のうち、調査完了事業所は217所、調査不能となった事業所は35所、企業規模又は事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所は2所である。

2 調査完了率は、86.8%であり、以下のとおり算出した。

調査完了率＝調査完了事業所 217所／（調査対象事業所 252所－調査対象外事業所 2所）×100

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業分類における大分類「学術研究、専門・技術サービス業」、
「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新卒事務員・ 技術者計	大学卒	209,485	214,162	201,909	208,575
	短大卒	184,062	181,809	186,005	186,000
	高校卒	177,650	175,963	179,769	178,578
新卒事務員	大学卒	206,051	212,621	195,987	193,900
	短大卒	176,563	173,140	179,164	182,000
	高校卒	177,187	179,573	177,534	167,167
新卒技術者	大学卒	217,223	218,229	214,137	223,250
	短大卒	198,050	200,006	200,072	190,000
	高校卒	178,067	173,599	182,806	189,990

(注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

2 大学卒には修士課程、博士課程の修了者は含まない。

第15表 企業規模別、職種別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

職 種 名		調 査 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額		
				きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
事 務 係 職 種	支 店 長	17	55.8	738,712	4,083	734,629
	工 場 長	21	55.3	762,793	7,135	755,658
	事 務 部 長	199	54.1	635,840	2,553	633,287
	技 術 部 長	251	53.4	686,598	2,494	684,104
	事 務 部 次 長	47	53.9	564,035	1,733	562,302
	技 術 部 次 長	115	50.7	626,080	19,004	607,076
	事 務 課 長	403	50.9	559,545	8,863	550,682
	技 術 課 長	674	50.9	592,027	15,663	576,364
	事 務 課 長 代 理	126	49.4	489,832	45,321	444,511
	技 術 課 長 代 理	263	47.6	487,371	48,176	439,195
	事 務 係 長	551	45.5	423,199	52,683	370,516
	技 術 係 長	982	45.8	463,435	76,259	387,176
	事 務 主 任	351	42.6	353,142	42,510	310,632
	技 術 主 任	442	42.5	424,908	72,132	352,776
	事 務 係 員	2,002	38.7	319,021	33,498	285,523
技 術 係 員	2,125	34.2	330,991	45,733	285,258	

(注) 1 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
 2 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
 3 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。
 (以下2から4において同じ。)

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長及び工場の長 (取締役兼任者を除く。)	本表 2 企業規模500人以上、本表 3 企業規模100人以上500人未満及び本表 4 企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職 (部長－課長間)	
2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職 (課長－係長間)	
係の長及び係長級専門職	
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職 (係長－係員間)	

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額		
				きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
事 務 係 職 種	支 店 長	10	55.9	781,257	6,655	774,602
	工 場 長	15	56.5	835,879	36	835,843
	事 務 部 長	142	54.1	665,068	2,066	663,002
	技 術 部 長	198	53.4	718,202	1,176	717,026
	事 務 部 次 長	27	54.7	604,496	344	604,152
	技 術 部 次 長	98	50.8	638,444	14,397	624,047
	事 務 課 長	299	51.1	588,424	5,956	582,468
	技 術 課 長	542	51.2	613,916	15,823	598,093
	事 務 課 長 代 理	89	49.6	518,284	46,347	471,937
	技 術 課 長 代 理	171	47.5	510,905	41,823	469,082
	事 務 係 長	378	45.4	444,296	55,328	388,968
	技 術 係 長	705	46.0	479,716	78,086	401,630
	事 務 主 任	191	43.8	379,073	42,690	336,383
	技 術 主 任	270	43.4	456,751	81,380	375,371
	事 務 係 員	1,229	39.0	338,859	37,592	301,267
技 術 係 員	1,367	33.9	338,120	46,041	292,079	

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長及び工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	行政職給料表 9級
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	行政職給料表 7級、8級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	行政職給料表 5級、6級
係の長及び係長級専門職	行政職給料表 3級、4級
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	行政職給料表 2級(一部は3級、4級)
	行政職給料表 1級

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額		
				きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
事 務 技 術 関 係 職 種	支 店 長	7	55.6	671,158	0	671,158
	工 場 長	5	52.1	588,047	31,355	556,692
	事 務 部 長	49	54.5	574,388	2,946	571,442
	技 術 部 長	50	53.6	551,159	8,739	542,420
	事 務 部 次 長	12	53.2	519,663	5,347	514,316
	技 術 部 次 長	16	49.6	539,225	56,719	482,506
	事 務 課 長	80	50.0	481,130	16,734	464,396
	技 術 課 長	111	48.6	471,284	17,275	454,009
	事 務 課 長 代 理	35	48.9	433,094	43,392	389,702
	技 術 課 長 代 理	83	47.7	450,731	62,501	388,230
	事 務 係 長	133	45.1	381,341	50,089	331,252
	技 術 係 長	248	44.9	404,160	71,925	332,235
	事 務 主 任	121	41.8	333,144	39,191	293,953
	技 術 主 任	164	40.5	357,712	51,235	306,477
	事 務 係 員	659	37.6	277,987	24,769	253,218
技 術 係 員	648	34.7	308,380	45,160	263,220	

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長及び工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	行政職給料表7級、8級
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	行政職給料表5級、6級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	行政職給料表4級
係の長及び係長級専門職	行政職給料表3級
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	行政職給料表2級(一部は3級)
	行政職給料表1級

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
事 務 係 職 種	支 店 長	-	-	-	-	
	工 場 長	1	X	X	X	
	事 務 部 長	8	51.4	451,252	9,871	441,381
	技 術 部 長	3	49.8	502,196	0	502,196
	事 務 部 次 長	8	51.4	473,574	1,131	472,443
	技 術 部 次 長	1	X	X	X	X
	事 務 課 長	24	49.6	438,015	21,163	416,852
	技 術 課 長	21	49.8	449,118	119	448,999
	事 務 課 長 代 理	2	49.0	346,830	37,791	309,039
	技 術 課 長 代 理	9	50.1	340,904	34,462	306,442
	事 務 係 長	40	47.0	335,281	31,617	303,664
	技 術 係 長	29	44.4	366,417	43,054	323,363
	事 務 主 任	39	41.2	307,245	53,535	253,710
	技 術 主 任	8	42.5	364,565	86,753	277,812
	事 務 係 員	114	40.8	272,129	25,638	246,491
技 術 係 員	110	39.9	311,407	42,092	269,315	

(注) 「X」は、調査実人員が1人の場合である。

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長及び工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	行政職給料表 6 級、7 級
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	行政職給料表 5 級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	行政職給料表 4 級
係の長及び係長級専門職	行政職給料表 3 級
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	行政職給料表 2 級(一部は 3 級)
	行政職給料表 1 級

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計

職 種 名	調 査 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			
			きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	
	人	歳	円	円	円	
研究 関 係 職 種	研 究 所 長	12	56.3	779,437	696	778,741
	研 究 部 (課) 長	75	51.0	692,115	10,384	681,731
	研 究 室 (係) 長	48	51.0	637,084	3,547	633,537
	主 任 研 究 員	131	42.7	513,791	30,206	483,585
	研 究 員	112	35.2	412,641	35,247	377,394
	研 究 補 助 員	7	25.5	227,262	10,019	217,243
医 療 関 係 職 種	病 院 長	-	-	-	-	-
	副 院 長	6	55.3	1,632,788	82,083	1,550,705
	医 科 長	20	43.6	1,506,754	35,113	1,471,641
	医 師	14	36.6	1,257,307	36,034	1,221,273
	歯 科 医 師	-	-	-	-	-
	薬 局 長	4	52.3	478,865	29,000	449,865
	薬 剤 師	37	34.6	358,317	51,820	306,497
	診 療 放 射 線 技 師	53	36.1	344,330	27,915	316,415
	臨 床 検 査 技 師	50	39.4	303,804	26,288	277,516
	栄 養 士	28	36.7	279,566	12,513	267,053
	理 学 療 法 士	76	34.0	307,711	18,356	289,355
	作 業 療 法 士	46	33.9	301,002	18,752	282,250
	総 看 護 師 長	5	54.5	550,389	20,000	530,389
	看 護 師 長	53	49.8	496,641	50,251	446,390
	看 護 師	202	36.7	372,767	52,761	320,006
准 看 護 師	63	45.5	345,076	30,606	314,470	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	1	X	X	X	X
	大 学 教 授	19	62.3	584,247	0	584,247
	大 学 准 教 授	12	50.6	475,273	0	475,273
	大 学 講 師	13	48.7	404,931	0	404,931
	大 学 助 教	13	40.3	353,961	0	353,961
	高 等 学 校 校 長	-	-	-	-	-
	高 等 学 校 教 頭	11	55.7	644,761	0	644,761
	高 等 学 校 教 諭	80	43.1	464,399	7,595	456,804

(注) 「X」は、調査実人員が1人の場合である。

備 考

構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）

2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長

構成員3人以上の室(係)の長

下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。）

部下に医師又は歯科医師5人以上

上記病院長に事故等のあるときの職務代行者

部下に医師又は歯科医師1人以上

部下に薬剤師2人以上

部下に看護師長5人以上

部下に看護師又は准看護師5人以上

第16表 民間における家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		81.0%
	配偶者に家族手当を支給する	67.7%
家族手当制度がない		19.0%
扶養家族の構成別 支給月額	配偶者	10,792円
	配偶者と子1人	21,672円
	配偶者と子2人	25,259円

- (注) 1 家族手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合である。
 2 家族手当制度がある事業所を100とした場合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は83.6%である。
 3 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第17表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

在宅勤務を実施している	在宅勤務関連手当を支給する	在宅勤務関連手当を支給しない	在宅勤務を実施していない
46.9%	(23.6)%	(76.4)%	53.1%

- (注) () 内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務関連手当の支給目的別の月額支給の状況

支給目的	月額		
	2,000円～3,000円	～4,000円	～5,000円
光熱費の負担増への配慮	77.8%	-	22.2%

- (注) 在宅勤務手当の支給目的を「光熱費の負担増への配慮」としている事業所を100とした割合である。

第18表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目 企業規模	係 員		課 長 級		部 長 級 (非 役 員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計	55.1%	44.9%	51.2%	48.8%	51.6%	48.4%
500人以上	54.3	45.7	47.9	52.1	47.8	52.2
100人以上 500人未満	55.8	44.2	53.3	46.7	54.4	45.6
50人以上 100人未満	55.8	44.2	54.9	45.1	55.5	44.5

第19表 民間における定年制の状況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
99.0 %	72.6 %	26.4 %	1.0 %

- (注) 1 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。
 2 小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計は計と一致しない場合がある。

第20表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区分	項目	給与減額あり		給与減額なし
			60歳で減額	
課 長 級		56.0 %	45.5 %	44.0 %
非 管 理 職		58.2	44.1	41.8

- (注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む（第21表において同じ。）。
 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第21表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
64.5 %	73.2 %

- (注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

3 生計費関係資料

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、令和5年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

- ・ 食料費……食料
- ・ 住居関係費……住居、光熱・水道、家具・家事用品
- ・ 被服・履物費……被服及び履物
- ・ 雑費Ⅰ……保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- ・ 雑費Ⅱ……その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における水戸市の令和5年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

1人世帯については、全国の令和5年4月における1人世帯の各費目別標準生計費に、全国と水戸市の令和5年4月の費目別平均支出金額の比を乗じて求めた。

なお、全国の令和5年4月の1人世帯の各費目別標準生計費は、令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」を基礎として算定した令和3年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を加味して算定した。

第22表 費目別、世帯人員別標準生計費(令和5年4月、水戸市)

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	31,706	31,971	50,344	68,718	87,083
住居関係費	48,563	51,657	46,942	42,222	37,508
被服・履物費	5,023	3,420	5,531	7,641	9,753
雑費Ⅰ	18,599	19,352	37,052	54,752	72,452
雑費Ⅱ	11,166	13,041	18,135	23,235	28,329
計	115,057	119,441	158,004	196,568	235,125

4 労 働 経

第23表 労働経済指標

項目 年度・年月	① 現金給与総額 (調査産業計)				② きまって支給する給与 (調査産業計)				③ 総実労働時間数 (調査産業計)		④ 所定外労働時間数 (調査産業計)	
	全 国		茨 城		全 国		茨 城		全国	茨城	全国	茨城
	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(時間)	(時間)	(時間)	(時間)
令和3年度	368.5	1.0	357.2	△ 0.2	296.7	1.2	288.4	△ 0.1	142.5	145.6	11.7	12.8
令和4年度	379.7	3.1	358.6	0.3	303.5	2.4	288.2	0.0	143.5	144.0	12.2	12.5
令和4年1月	310.1	1.8	296.8	0.9	298.9	2.0	284.7	0.5	136.9	137.4	11.8	12.7
2月	305.2	2.5	289.0	1.3	299.5	2.3	283.6	△ 0.1	136.6	138.9	11.9	12.6
3月	330.6	3.4	303.0	△ 1.3	304.0	2.2	288.8	△ 0.2	144.5	146.0	12.6	13.5
4月	321.8	2.6	299.1	0.4	307.9	2.5	290.6	0.2	149.0	150.3	12.9	13.6
5月	314.1	1.7	300.2	2.2	301.2	2.2	285.4	△ 0.9	137.6	137.6	11.7	11.9
6月	561.9	2.7	526.4	△ 5.0	304.0	2.3	286.9	△ 1.1	149.6	149.9	12.1	12.1
7月	439.5	3.3	409.0	0.7	303.7	2.0	289.3	△ 0.3	147.0	147.0	12.1	11.7
8月	313.4	2.5	298.0	2.5	301.9	2.3	286.9	0.2	139.1	139.5	11.3	11.3
9月	314.1	3.1	298.3	0.2	304.0	2.6	291.1	1.2	144.0	145.6	12.2	12.7
10月	312.8	2.4	294.1	△ 0.4	305.3	2.3	292.1	△ 0.1	144.5	144.7	12.6	13.0
11月	328.4	3.0	316.0	0.1	305.7	2.6	290.0	0.0	146.0	146.2	12.6	12.5
12月	702.0	5.0	669.1	3.5	305.9	2.5	289.3	△ 0.3	144.2	144.6	12.6	12.4
令和5年1月	316.3	2.1	298.3	0.6	303.9	1.7	287.2	0.9	135.7	132.9	11.8	11.1
2月	309.5	1.4	292.6	1.2	303.5	1.4	287.0	1.1	139.7	137.8	12.0	11.5
3月	335.7	1.4	311.6	2.8	306.8	1.0	289.8	0.3	145.8	144.3	12.5	12.0
4月	325.0	1.0	303.7	1.6	310.9	1.0	295.5	1.7	148.3	147.7	12.6	12.2
資料出所	厚 生 労 働 省											

- (注) 1 ①、②、⑥、⑦、⑧は令和2年基準である。
 2 ①、②、③、④は事業所規模30人以上の数値である。
 3 ①、②、③、④、⑥の年度の欄は、暦年の数値である。
 4 ⑥消費支出の世帯数は、家計調査における調査世帯数を示す。

済 関 係 資 料

⑤ 有効求人倍率 (季節調整値)		⑥ 消 費 支 出 (二人以上の世帯)						⑦ 消費者物価指数			⑧ 国内企 業物価 指 数	
全国	茨城	全国 (8,076世帯)		東京都区部 (408世帯)		水戸 (96世帯)		全国	東京都 区 部	水戸	全国	
(倍)	(倍)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	
1.16	1.38	279.0	0.4	322.8	△ 0.7	275.8	0.5	0.1	0.1	0.1	7.1	
1.31	1.49	290.9	4.3	321.6	△ 0.4	298.1	8.1	3.2	3.1	3.4	9.4	
1.20	1.39	287.8	7.5	314.9	4.0	254.9	1.8	0.5	0.6	0.2	9.1	
1.21	1.42	257.9	2.1	271.5	△ 9.5	251.9	△ 15.6	0.9	1.0	0.6	9.4	
1.23	1.44	307.3	△ 0.8	310.6	△ 15.4	330.6	△ 0.2	1.2	1.3	1.3	9.4	
1.24	1.44	304.5	1.2	343.7	△ 9.4	296.4	13.7	2.5	2.4	2.5	9.9	
1.25	1.47	287.7	2.3	303.5	△ 8.5	308.5	7.1	2.5	2.4	2.2	9.4	
1.27	1.48	276.9	6.4	275.2	△ 3.1	272.7	9.9	2.4	2.3	1.9	9.6	
1.28	1.49	285.3	6.6	313.3	5.5	279.8	17.9	2.6	2.5	2.6	9.3	
1.31	1.50	290.0	8.8	329.0	12.9	287.3	3.0	3.0	2.9	2.8	9.6	
1.32	1.49	281.0	5.9	320.8	2.6	278.7	15.7	3.0	2.8	3.0	10.3	
1.34	1.50	298.0	5.7	343.2	6.9	352.7	35.2	3.7	3.5	3.8	9.7	
1.35	1.52	285.9	3.2	352.9	9.5	305.2	12.3	3.8	3.7	4.0	9.9	
1.36	1.52	328.1	3.4	380.9	4.7	357.9	4.3	4.0	3.9	4.5	10.6	
1.35	1.50	301.6	4.8	348.5	10.7	294.5	15.5	4.3	4.4	5.3	9.6	
1.34	1.52	272.2	5.5	302.2	11.3	267.9	6.4	3.3	3.4	4.3	8.3	
1.32	1.46	312.8	1.8	336.5	8.3	288.1	△ 12.9	3.2	3.3	3.5	7.4	
1.32	1.41	303.1	△ 0.5	377.4	9.8	288.1	△ 2.8	3.5	3.5	3.8	6.0	
		総 務 省										日本銀行

(参考) 技能労務職員関係資料

1 技能労務職員給与関係資料

第1表 給料表別職員数、平均年齢及び平均経験年数

給料表	職員数	平均年齢	平均経験年数
全給料表	110人	52.5歳	33.2年
現業職給料表(一)	96	54.9	35.5
現業職給料表(二)	14	36.3	17.4

第2表 給料表別、学歴別、性別人員構成比

給料表	計	学歴別人員構成比			性別人員構成比	
		短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
全給料表	100.0%	-%	95.5%	4.5%	92.7%	7.3%
現業職給料表(一)	100.0	-	95.8	4.2	92.7	7.3
現業職給料表(二)	100.0	-	92.9	7.1	92.9	7.1

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にはならない場合がある。

第3表 給料表別平均給与月額

給料表	給料	地域手当	扶養手当	住居手当	計
全給料表	338,002円	20,755円	7,777円	2,409円	368,943円
現業職給料表(一)	344,373	21,142	7,844	2,359	375,718
現業職給料表(二)	294,314	18,098	7,321	2,750	322,483

(注) 給料には、給料の調整額及び切替に伴う差額を含む。

第4表 扶養に関する調

その1 扶養手当支給状況

区分	受給人員	非受給人員	計	平均受給月額	
				全職員 1人当たり	受給者 1人当たり
支給状況	60人	50人	110人	7,777円	14,258円

その2 扶養親族数

区分	配偶者	子	父母等	計	平均扶養親族数	
					全職員 1人当たり	受給者 1人当たり
扶養親族数	43人	38人	14人	95人	0.9人	1.6人

(注) この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものである。

第5表 住居に関する調

その1 住居手当支給状況

区分	支給状況	受給人員	非受給人員	計	平均受給月額	
					全職員 1人当たり	受給者 1人当たり
		12人	98人	110人	2,409円	22,083円

その2 住居手当受給者の住居区分別人員及び平均受給月額

区分	人員	金額
賃貸住宅	1人	14,000円
民間借家	11	22,818
計	12	22,083

その3 住居区分別、住居手当額別人員

区分	住居手当額	11,000円以下	11,100円以上 28,000円未満	28,000円	計
公営住宅		0人	1人	0人	1人
民間借家		1	7	3	11
	計	1	8	3	12
	構成比	8.3%	66.7%	25.0%	100.0%

その4 住居区分別、生計区分別人員及び構成比

区分	人員	構成比
自宅	主たる生計維持者	56人 50.9%
	その他	41 37.3
	小計	97 88.2
公舎等	主たる生計維持者	0 0.0
	その他	0 0.0
	小計	0 0.0
公営住宅	主たる生計維持者	1 0.9
	その他	0 0.0
	小計	1 0.9
民間借家	主たる生計維持者	11 10.0
	その他	1 0.9
	小計	12 10.9
計	主たる生計維持者	68 61.8
	その他	42 38.2
	合計	110 100.0

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が小計及び計とそれぞれ一致しない場合がある。

第6表 通勤に関する調

その1 通勤手当支給状況

区分	支給人員	非支給人員	計	平均支給月額	
				全職員 1人当たり	支給者 1人当たり
支給状況	95人	15人	110人	9,833円	11,385円

その2 通勤方法別人員及び構成比

区分	人員	構成比	
徒歩	8人	7.3%	
交通機関等利用	0	0.0	
交通用具使用	自転車	6	5.5
	原動機付自転車	1	0.9
	自動車	95	86.4
	小計	102	92.7
交通機関等と交通用具併用	0	0.0	
計	110	100.0	

その3 通勤方法別、通勤距離別人員及び構成比

区分	通勤距離	人員										
		人員	2km未満	2km以上 10km未満	10km以上 20km未満	20km以上 30km未満	30km以上 40km未満	40km以上 50km未満	50km以上 60km未満	60km以上 70km未満	70km以上 80km未満	80km以上
徒歩		8人	100.0%									
交通機関等利用		0										
交通用具使用	自転車	6	50.0	50.0								
	原動機付自転車	1			100.0							
	自動車	95	4.2	36.8	31.6	17.9	5.3	3.2	1.1			
交通機関等と交通用具併用		0										
計		110	13.6	34.5	28.2	15.5	4.5	2.7	0.9			

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にはならない場合がある。

第7表 給料表別、級別、号給別人員分布

その1 現業職給料表(一) (現業職給料表(二)の適用を受けない全ての技能労務職員に適用)

	1級	2級	3級	4級	5級
1 号給	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					3
43					5
44					
45					
46					4
47					1
48					
49					
50		1			7
51					
52					1
53					4
54					10
55					7
56					3
57					1
58					10
59		1			4
60					2

	1級	2級	3級	4級	5級
61 号給	人	人	人	人	5 人
62					
63					9
64					2
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71				1	
72					
73				1	
74				1	
75				2	
76				1	
77					
78				1	
79					
80					
81					
82					
83				2	
84					
85					
86				1	
87				1	
88					
89				1	
90				1	
91				2	
92				1	
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					

	1級	2級	3級	4級	5級
121 号給	人	人	人	人	人
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
計	0	2	0	16	78
				職員総数	96 人

その2 現業職給料表(二) (船舶に乗り組む技能労務職員に適用)

	1級	2級	3級	4級
1 号給	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21	1			
22				
23				
24				
25	1			
26				
27				
28				
29	1	1		
30				
31				
32				
33				
34				
35		1		
36				
37	1			
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48		1		
49	1			
50				
51				
52				
53			1	
54				
55				
56			1	
57				
58				
59				
60				

	1級	2級	3級	4級
61 号給	人	人	人	人
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				1
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				1
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				2
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
計	5	3	2	4
			職員総数	14 人

第8表 手当の種類別、給料表別受給人員及び全職員1人当たり平均受給月額

区分 手当種類	受 給 人 員			全職員1人当たり平均受給月額		
	全給料表	現業職(一)	現業職(二)	全給料表	現業職(一)	現業職(二)
扶 養 手 当	60 人	54 人	6 人	7,777 円	7,844 円	7,321 円
地 域 手 当	110	96	14	20,755	21,142	18,098
住 居 手 当	12	10	2	2,409	2,359	2,750
通 勤 手 当	95	88	7	9,833	10,767	3,429
計				40,774	42,112	31,598

2 民間技能労務従業員給与関係資料

第9表 職種別給与額等

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額		
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
	人	歳	円	円	円
電 話 交 換 手	3	49	230,693	0	230,693
自 家 用 乗 用 自 動 車 運 転 手	1	X	X	X	X
守 衛	48	44.4	422,711	120,306	302,405
用 務 員	2	44.5	234,950	0	234,950

(注) 「X」は、調査実人員が1人の場合である。

備考 自家用乗用自動車運転手については、業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。

第10表 民間における特別給の支給状況

項目	区分	技能・労務等従業員
	平均所定内給与月額	下半期 (A ₁)
上半期 (A ₂)		294,286 円
特別給の支給額	下半期 (B ₁)	614,673 円
	上半期 (B ₂)	577,655 円
特別給の支給割合	下半期 $\left(\frac{B_1}{A_1} \right)$	2.13 月分
	上半期 $\left(\frac{B_2}{A_2} \right)$	1.96 月分
特別給の支給割合年間計		4.09 月分


(注) 下半期とは令和4年8月から令和5年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

基本的な考え方


社会経済情勢や国際情勢が激変する中、
国民の利益を守り、世界最高水準の行政サービスを提供し、活力ある社会を築く

➡ 行政の経営管理力を高め、公務組織の各層に有為な人材を誘致・育成することが不可欠


職員一人一人が躍動でき、Well-beingが実現される環境整備が必要

01 

公務組織を支える
多様で有為な人材の確保の
ための一体的な取組

02 

職員個々の成長を通じた
組織パフォーマンスの
向上施策

03 

多様なワークスタイル・ライフ
スタイル実現とWell-being
の土台となる環境整備

さらに、新時代にふさわしい公務員人事管理を実現すべく、有識者会議を設置し
聖域なく課題横断的に議論（令和6年秋を目途に最終提言）

1 公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組

課題認識

公務組織を支える多様で有為な人材を確保するためには、採用試験を通じた新規学卒者等の確保・育成だけでは組織を維持することは難しく、民間企業等で多様な経験や高度な専門性を有する人材をより一層公務に誘致し、確保することが不可欠。これを実現するため、採用手法、人材育成、給与等の在り方について一体的な取組を推進していく必要

課題への対応

民間と公務の知の融合の推進

実務の中核を担う人材の積極的誘致

幅広い府省において、民間人材等を政策・事業の実施等を担う係長級の職員として採用する試験を創設

官民人事交流の促進のための発信強化

交流経験者へのアンケート調査により、官民人事交流を通じて得られる効果等を把握し積極的に官民双方に向け発信

公務組織への円滑な適応支援(オンボーディング)の充実

民間人材等が早期に職場に適応し能力発揮できるようにするため、オンボーディング研修の拡充や好事例の共有等

採用試験の実施方法の見直し

採用試験改革を着実に進めるとともに、受験しやすい試験実施方法を実現する観点から、オンライン方式を活用した採用試験の実施に向けた課題等を整理・検討

今後の公務に求められる人材の戦略的確保に向けた取組

優秀な人材確保に資する採用戦略の検討

優秀な新規学卒者や民間人材、理系人材等の獲得に必要な採用戦略の在り方を多角的な観点から議論する場として、有識者を交えた意見交換スキームを創設

人材確保を支える処遇の実現

令和6年
給与アップデート

潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

- ✓ 新卒初任給の引上げ
- ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(若手・中堅優秀者の処遇引上げ、民間人材等の採用時給与のベース引上げ)
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ
- ✓ 特定任期付職員のボーナス拡充
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

非常勤職員制度の運用の在り方の検討

非常勤職員の人材確保も厳しさを増しているとの意見がある中、各府省の実態等を把握しつつ、制度の適切な運用の在り方等について検討

課題認識

職員のキャリア形成意識を各人の成長意欲等につなげ、組織全体のパフォーマンス向上等の原動力とすることが必要。そのため、職員個々のキャリアの明確化、幹部職員・管理職員のマネジメント力向上が不可欠。職員の学び直し、能力・実績に基づく登用等の推進も重要

課題への対応

職員の自律的なキャリア形成・主体的な学びの促進

- ✓ 20~30歳台の若手職員を対象としたキャリア支援研修やマネジメント層のキャリア支援力向上に資する取組を拡充
- ✓ 職員の自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しのため、内閣人事局や各府省と協力し、職員が学びに利用できる研修や研修教材等を整理・一覧化
- ✓ 職員個人の主体的な学びが仕事にいかされ、キャリアパスにつながることを実感し、次の成長の意欲となる「学びと仕事の好循環」の形成に向け、各府省との意見交換も踏まえながら分析・検討し、可能な支援を実施
- ✓ 職員の健康への配慮のほか、職務専念義務、職務の公正な執行、国民の公務への信頼の確保の必要性を踏まえつつ、職員としての成長や組織のパフォーマンス向上等につながるような兼業の在り方について、各府省等の意見を聞きながら検討

個々の力を組織の力へつなげる取組

組織パフォーマンス向上に資する人事管理の推進

人事評価結果を任用・給与へ適切に反映。制度内容の周知等、必要な指導・支援を実施。また、人事管理におけるデジタル活用について内閣人事局、デジタル庁や各府省とも連携し検討

職員の役割・貢献に応じた処遇等の実現

令和6年
給与アップデート

役割や能力・実績等をより反映し、貢献にふさわしい処遇を実現

- ✓ 係長級~本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
- ✓ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
- ✓ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ

全国各地での行政サービスを維持するため勤務地の異なる人事配置を円滑化

- ✓ 地域手当の大きくり化
- ✓ 新幹線通勤に係る手当額見直し
- ✓ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

3 多様なワークスタイル・ライフスタイル実現とWell-beingの土台となる環境整備

課題認識

価値観が多様化する中、個々の職員の事情を尊重した働き方を可能とする人事・給与制度の整備推進は、職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境づくりにつながり、ひいては公務職場の魅力向上にも資する。こうした観点から、より柔軟な働き方を推進する取組等も求められる。また、超過勤務の縮減等、Well-beingの土台となる職場環境整備も急務

課題への対応

多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする取組

柔軟な働き方を実装するための制度改革の推進等

個々の職員の健康確保や希望に応じた働き方をより一層可能とするためのフレックスタイム制の見直し(※)、勤務間のインターバル確保、夏季休暇の使用可能期間及び年次休暇の使用単位の見直し、テレワークガイドラインの策定等

※ 一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大)ための勤務時間法の改正を勧告

仕事と生活の両立支援

各府省等の要望、民間の状況等を踏まえ必要な方策を検討、両立支援制度の整備・周知等に取組

職員の選択を後押しする給与制度上の措置

令和6年
給与アップデート

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を給与制度上も後押し

- ✓ 扶養手当の見直し
- ✓ テレワーク関連手当の新設(本年勧告)
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給、新幹線通勤に係る手当額見直し

職員のWell-beingの土台づくりに資する取組

超過勤務の縮減 — 負のイメージの払拭に向けて

勤務時間調査・指導室における超過勤務時間の適正管理等の調査・指導について、地方官署への調査を新たに実施。今後体制強化を図り更に充実。国会対応業務について各府省に改善の取組を求め、引き続き関係各方面に理解と協力をお願い。業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。人事・給与関係業務の改善を実施

職員の健康増進 — 公務版の「健康経営」の推進等

官民調査を実施し、健康管理体制の充実や効果的な健康管理施策の推進に向けて検討。心の健康に関する各取組を推進

ゼロ・ハラスメントに向けた取組

本府省・地方機関の課長級以上の職員等に対し、ハラスメント防止対策に関する自身の役割の重要性の理解促進を図る研修を実施。相談担当者のニーズに応じた研修の充実やサポートするための体制整備の具体化等に取組

I 現状

- ・ 育児介護等職員については、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することが可能
- ・ 一般の職員については、本年4月のフレックスタイム制の改正により、コアタイム及び1日の最短勤務時間数を免除する日を、週1日を限度に各省各庁の長が設定することが可能に。ただし、勤務時間法の規定により、当該日を勤務しない日とすることまでではできず、柔軟化の効果が限定的

II 必要性

- ・ 職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境を作り、公務職場の魅力向上を図るため、職員の希望や事情に応じた時間や場所での勤務を可能とする、より柔軟な働き方を推進する取組が求められている
- ・ フレックスタイム制等の活用による柔軟な働き方の推進は、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保を通じた公務職場の魅力向上につながるほか、公務能率の向上にも資するもの
- ・ 単身赴任者の帰省、遠隔地に居住する親宅の訪問、通院、主体的な学びのための大学院通学等のために、平日に勤務しない日を設けるニーズは一般の職員にも広く存在。近年、ワーク・ライフ・バランスがより重視されていること、定年引上げに伴い高齢の親族を有する職員の増加が見込まれること、学びの奨励等が進んでいること等に鑑みれば、これらのニーズは今後ますます高まる

III 概要

勤務時間法を改正し、一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする。（育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大）

IV 施行日

令和7年4月1日

令和5年 給与勧告の骨子

本年の給与勧告のポイント ～過去5年の平均と比べ、約10倍のベースアップ～

- ① 民間給与との較差:3,869円[0.96%]を解消するため、初任給を高卒:約8%[12,000円]、大卒:約6%[11,000円]引き上げる等、俸給表を引上げ改定
- ② ボーナスを0.10月分引上げ、民間の支給状況等を踏まえて期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分
- ③ テレワーク中心の働き方をとする職員の光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設[月額:3,000円]

※ 過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円(約0.1%)。大卒・高卒の初任給をともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以来33年ぶり。官民較差の額3,869円は、平成6年の3,975円以来、29年ぶりの水準。官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以来、26年ぶりの水準

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員は、労働基本権が制約されており、代償措置としての人事院勧告（給与勧告）に基づき給与を決定
- ・ 国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要。給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、人材の確保等にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 主な給与決定要素を揃えた精密な比較を実施し、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間従業員の給与水準と、常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること（民間準拠）を基本として給与勧告

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較 [約11,900民間事業所の約46万人の個人別給与を調査(完了率82.6%)して、精密な比較を実施]

月例給

公務と民間の本年4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 3,869円(0.96%) [行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 404,015円、平均年齢 42.4歳]

ボーナス

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の平均支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.49月 [公務の平均支給月数…現行 4.40月]

月例給

民間給与との較差(3,869円)を解消するため、俸給表を引上げ改定[内訳:俸給 3,431円 はね返り分(※) 438円]

※ 俸給の改定により諸手当の額が増減する分

○ 俸給表

① 行政職俸給表(一)

- ・ 民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、初任給を次のとおり引上げ
◇一般職試験(高卒者)7.8%[12,000円] ◇一般職試験(大卒程度)5.9%[11,000円] ◇総合職試験(大卒程度)5.8%[11,000円]
- ・ 初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逐減させる形で引上げ改定
(平均改定率:全体 1.1%[1級 5.2%、2級 2.8%、3級 1.0%、4級 0.4%、5級以上 0.3%])
- ・ 定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額について、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定

② その他の俸給表

- ・ 行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は、行政職俸給表(一)10級の平均改定率[0.3%]と同程度の引上げ改定)

ボーナス

民間の支給状況に見合うよう引上げ 年間4.40月分→4.50月分(+0.10月分)

- ・ 民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和5年度 期末手当	1.20 月(支給済み)	1.25 月(現行1.20月)
勤勉手当	1.00 月(支給済み)	1.05 月(現行1.00月)
6年度 期末手当	1.225月	1.225月
以降 勤勉手当	1.025月	1.025月

その他

- ・ 初任給調整手当:医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定
- ・ 委員、顧問、参与等の手当:指定職俸給表の改定状況を踏まえ、支給限度額を引上げ

3 在宅勤務等手当の新設

在宅勤務等を中心とした働き方をとする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設

手当の概要

- ・ 住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給
- ・ 手当額は月額3,000円
- ・ 令和6年4月1日から実施
- ・ 在宅勤務等手当の新設に伴う通勤手当の取扱いを措置

4 非常勤職員の給与

本年4月、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて非常勤職員の給与を改定するよう努める旨を、非常勤職員の給与に関する指針に追加。指針の内容に沿った適切な給与支給が行われるよう、各府省を指導

【参考】

- ◇ 勧告後の平均給与(行政職俸給表(一)) 月額 407,884円(+3,869円、+0.96%)、年間給与 6,731,000円(+105,000円、+1.6%)
- ◇ 勧告後の初任給(行政職俸給表(一)) 総合職大卒[本府省] 249,640円 一般職大卒[地方機関] 196,200円 一般職高卒[地方機関] 166,600円
本府省業務調整手当を含む 地域手当非支給地 地域手当非支給地

※ このほか、昨年勧告時に表明した「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)」について、公務員人事管理に関する報告の中で、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案を現下の重要課題に即して整理・公表(別添参照)

方向性

多様な人材の誘致と能力発揮・活躍
チーム・組織での円滑な機能
国民の理解や信頼

の調和



様々な立場から納得感のある、
分かりやすくインクルーシブ(包摂的)な体系
行政サービス提供体制や人材確保等にも配慮しつつ、
より職務や個人の能力・実績に応じた体系へ

令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案(主な取組事項)

1

人材の確保への対応

潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

① 新規学卒者、若手・中堅職員の処遇

- ・ 新卒初任給の引上げ
- ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
- ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ

② 民間人材等の処遇

- ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲)
- ・ 特定任期付職員のボーナス拡充
- ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

2

組織パフォーマンスの向上

役割や能力・実績等をより反映し貢献にふさわしい処遇とする一方、全国各地での行政サービス維持のため人事配置を円滑化

① 役割や活躍に応じた処遇

- ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲)
- ・ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
- ・ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
- ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ(再掲)

② 円滑な配置等への対応

- ・ 地域手当の大きくくり化
- ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し
- ・ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

3

働き方やライフスタイルの多様化への対応

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を後押し

- ・ 扶養手当の見直し
- ・ テレワーク関連手当の新設【本年勧告】
- ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給(再掲)
- ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し(再掲)

※ 令和6年以降も、給与水準の在り方、65歳定年を見据えた給与カーブの在り方等については、引き続き分析・研究・検討

給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

令和5年10月
茨城県人事委員会

目次

①	本年の勧告のポイント	1
②	給与勧告の手順	2
③	民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）	3
④	民間給与との較差に基づく給与改定	4
⑤	給与勧告の対象職員	5
⑥	給与勧告の実施状況（行政職）	5

① 本年の勧告のポイント

2年連続で月例給、ボーナスともに引上げ

- 初任給を引上げ（高卒：約8%[12,000円]、大卒：約6%[10,700円]）、ボーナスを0.10月分引上げ
- テレワーク中心の働き方をする職員について、在宅勤務等手当を新設（月額：3,000円）
【改定額】3,366円（0.90%） ⇒ いわゆるベースアップに相当
※ 月例給は26年ぶりの高い水準で改定（平成9年の3,606円以来）、ボーナスが4.50月となるのは令和元年以来

月例給

〔民間と公務の本年4月分給与を調査。主な給与決定要素を同じくする者同士を比較〕

- ✓ 初任給を始め若年層に重点を置いて給料表を引上げ改定 【平均改定率】1級〔主事〕5.2%、2級〔主事〕2.9% 等

ボーナス

〔直近1年間（昨年8月～本年7月）の民間の支給割合と公務の年間の支給月数を比較〕

- ✓ 年間4.40月分 ⇒ 4.50月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.05月分引上げ

勧告後の平均給与（行政職給料表）月額377,580円(+3,366円、+0.90%)、年間給与6,296,000円(+95,000円、+1.53%)

勧告後の初任給（行政職給料表）大学卒業程度214,544円 高校卒業程度181,154円 ※ 地域手当6%を含む

在宅勤務等手当

〔新設〕 ※受給者に係る通勤手当の取扱いを併せて措置

- ✓ 住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員について、光熱・水道費等の負担軽減のため、月額3,000円を支給

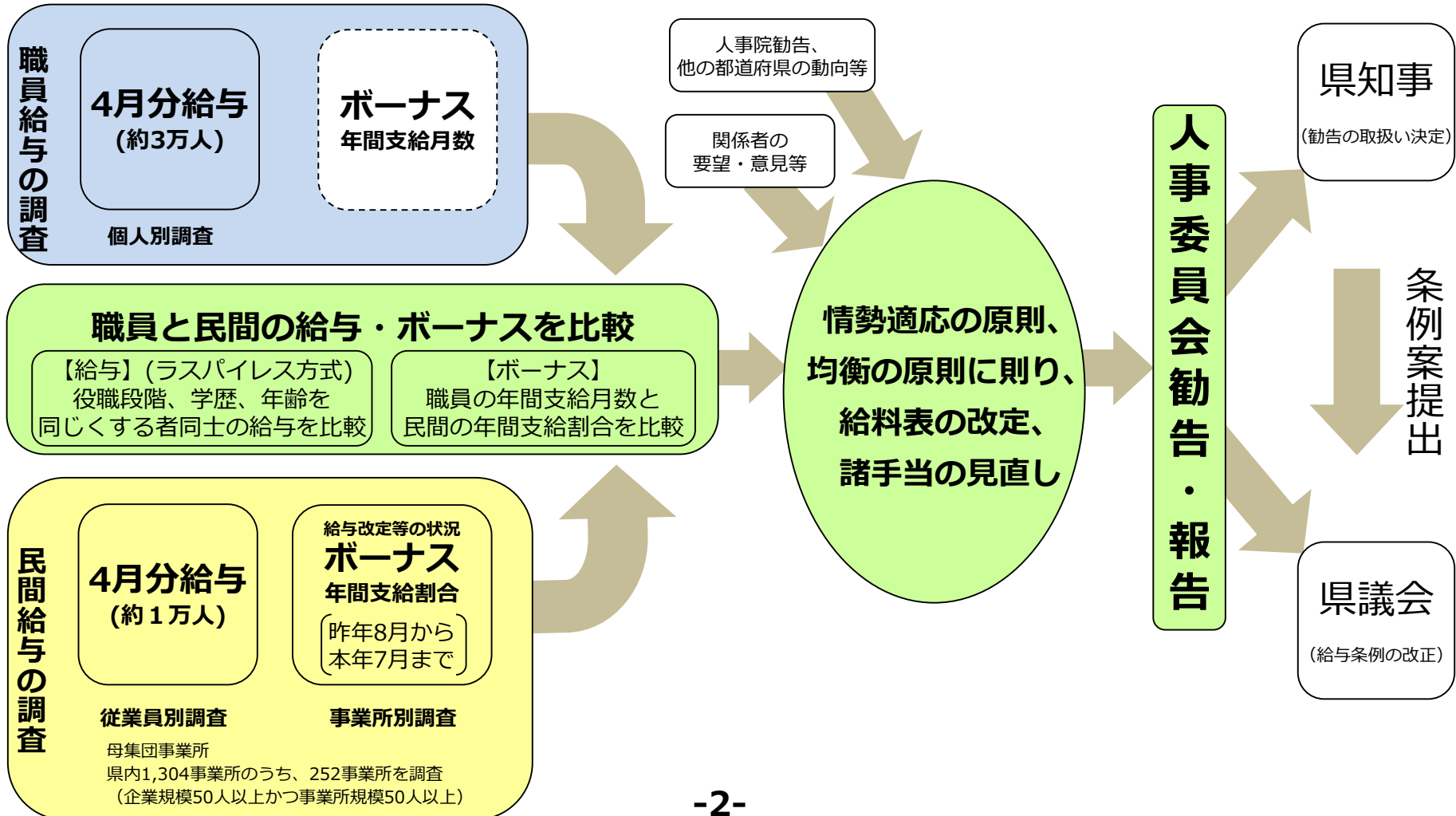
公務の運営

〔多様で有為な人材の確保、勤務環境の整備 等〕

- ✓ 採用試験の不断の見直しなどにより、技術系職種を始め本県職員志望者の増加を図る
- ✓ フレックスタイム制等の更なる制度の整備・検討及び利用促進を図る

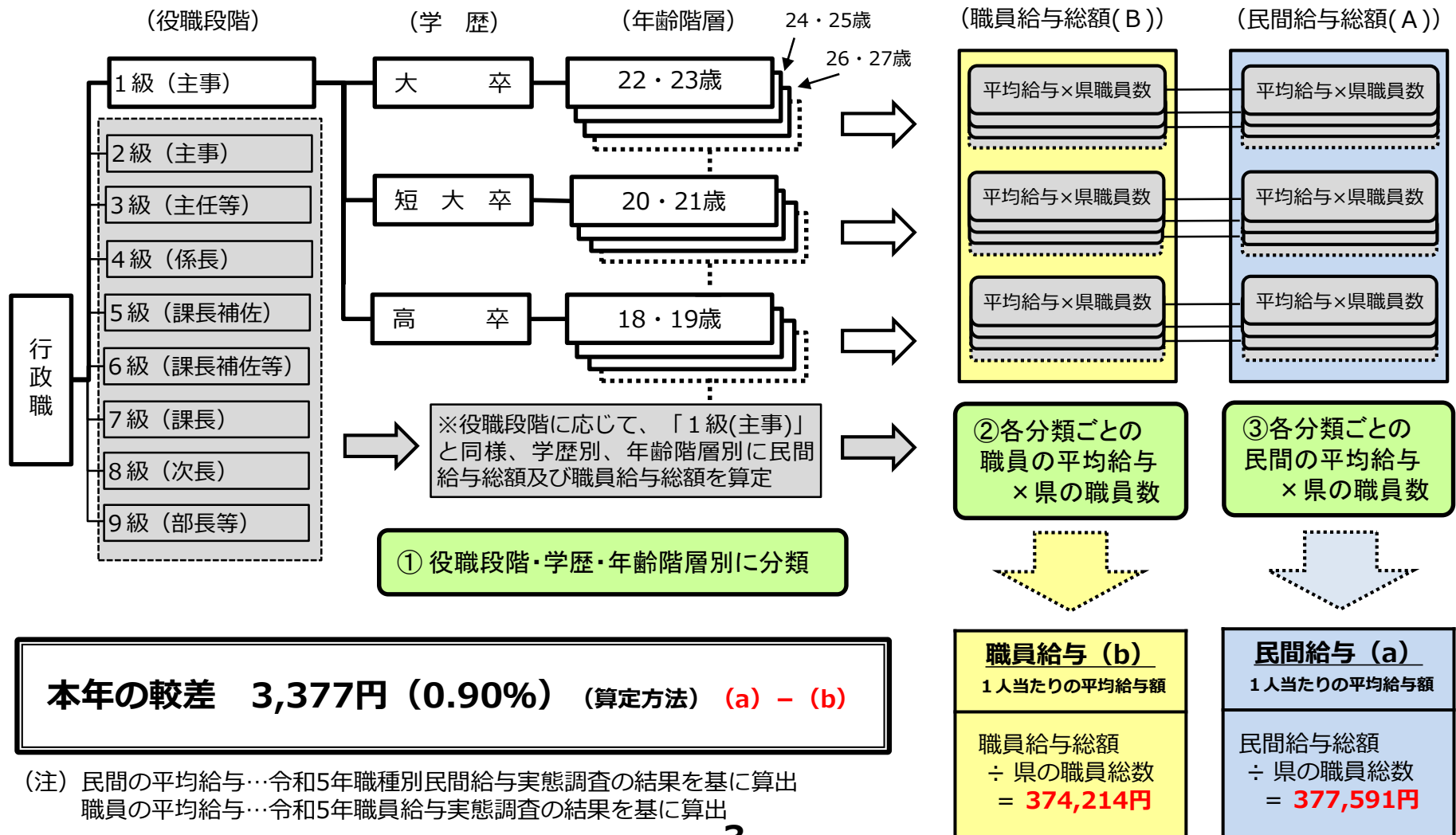
② 給与勧告の手順

- ・ 人事委員会では、職員の給与水準を民間に均衡させることを基本とし、人事院勧告や他県の動向等を踏まえて勧告
- ・ ボーナスについても、民間の年間支給割合に職員の年間支給月数を合わせることを基本に勧告



③ 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）

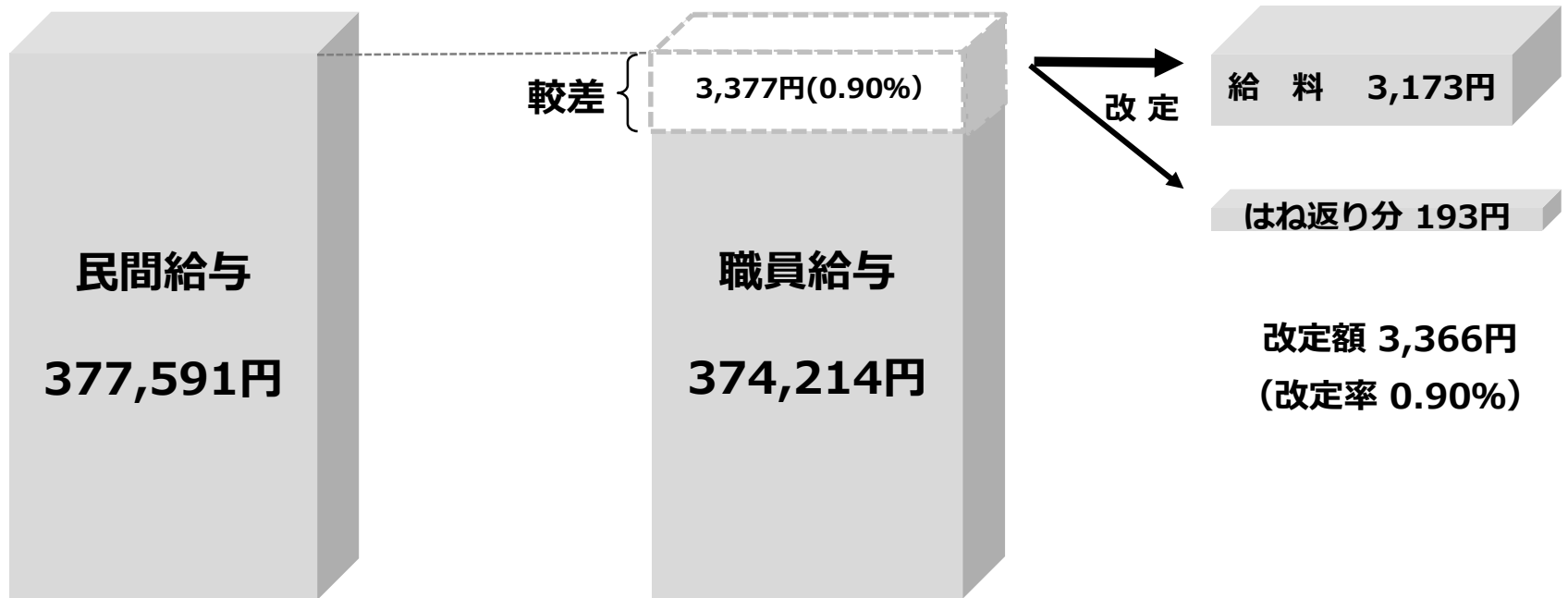
月例給与の比較は、職員(行政職)と民間従業員（行政職に類似する職種）について、役職段階に応じて、学歴、年齢階層などを同じくする者同士の給与を対比させ、差を算出



(注) 民間の平均給与…令和5年職種別民間給与実態調査の結果を基に算出
職員の平均給与…令和5年職員給与実態調査の結果を基に算出

④ 民間給与との較差に基づく給与改定

本年4月時点の民間給与との較差 3,377円 (0.90%) であったため、以下のとおり給与を引き上げることとしました。



(注1) 「はね返り分」とは、地域手当のように、給料等の一定割合で手当額が定められているため、給料の改定に伴い手当額が増減する分をいう。

(注2) 本県では、従来から総合勘案方式（民間の給与をはじめ、国及び他の都道府県並びに物価及び生計費の動向を総合的に勘案）により、国に準じた給料表での改定を行っているが、国準拠の給料表に改定した場合、県職員の級号給の人員分布や手当の受給状況が国とは異なるため、必ずしも較差と改定額は一致しないこととなる。

⑤ 給与勧告の対象職員（令和5年4月1日現在）

給与勧告の対象職員※1は、約4.1万人です。

このうち、常勤職員が約3.4万人※2、非常勤職員が約0.7万人です。

※1 企業局職員、病院局職員、技能労務職員及び特別職の職員は、給与勧告の対象外

※2 令和5年度茨城県人事行政の運営等の状況の公表による

⑥ 給与勧告の実施状況

	月例給	ボーナス	
	改定率	年間支給月数	対前年比増減
平成26年	0.24%	4.10月	+ 0.15月
平成27年	0.40%	4.20月	+ 0.10月
平成28年	0.23%	4.30月	+ 0.10月
平成29年	0.13%	4.40月	+ 0.10月
平成30年	0.16%	4.45月	+ 0.05月
令和元年	0.10%	4.50月	+ 0.05月
令和2年	—	4.45月	▲ 0.05月
令和3年	—	4.30月	▲ 0.15月
令和4年	0.21%	4.40月	+ 0.10月
令和5年	0.90%	4.50月	+ 0.10月

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって（談話）

令和5年10月3日

茨城県人事委員会委員長 足立 勇人

本日、本委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

勧告の基礎となる職種別民間給与実態調査について、御理解と御協力をいただいた民間事業所の皆様には、心から御礼申し上げます。

今回の勧告では、月例給については、職員と民間を比較したところ、民間の給与が職員の給与を上回ったことから、若年層に重点を置き、全級全号給の給料月額を引き上げることとしました。改定額は、平均3,366円（0.90%）となります。

また、特別給（ボーナス）については、民間の支給月数が職員を上回ったことから、0.10月分引上げ、年間4.50月とすることとしました。

公務の運営関係については、多様で有為な人材の確保、人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進、勤務環境の整備及び公務員倫理の徹底に関する課題などについて報告しました。

職員にあっては、県民全体の奉仕者であるとの自覚を持ち、県民サービスの一層の向上に努め、高い倫理観と強い使命感を持って職務に専念されることを切に望みます。

県民各位におかれましては、労働基本権制約の代償措置である人事委員会勧告の意義と、多くの職員が県行政の各部門で職務に精励していることについて、深い御理解を賜りますようお願いいたします。